

2009 年度 (社) 日本体育学会体育社会学専門分科会

基調講演及びシンポジウム採録

「動き始めた新スポーツ基本法」
—体育社会学的視点から—

開催日時 2009 年 8 月 27 日(木) 9:00~12:00

タイムスケジュール 9:00~10:00 基調講演
 10:00~12:00 シンポジウム

会場 広島大学 K103 教室 (参加者数 250 人)

(社) 日本体育学会体育社会学専門分科会
研究委員会
2010 年 3 月 31 日

目次

動き始めた新スポーツ基本法 -体育社会学的視点から-

基調講演.....	1
野呂芳明 「スポーツ立国」と地域社会におけるスポーツの“間”	
野呂先生講演	3
質疑応答	14
シンポジウム.....	16
山口泰雄 我が国のスポーツ政策の動向と研究課題	
山口泰雄先生発表.....	18
佐野慎輔 スポーツ基本法案—廃案から始まる	
佐野先生発表	24
野呂先生コメント	28
田中先生発表（指定討論）	29
討論	32
配布資料	45

基調講演

「スポーツ立国」と地域社会におけるスポーツの“間”

野呂芳明

(立教大学社会学部社会学科教授)

北村：これから分科会の企画を開催させていただきます。開催に先立ちまして、まず資料を確認させていただきたいと思います。野呂先生の『「スポーツ立国」と地域社会におけるスポーツの“間”』というタイトルの資料と、山口先生の『わが国のスポーツ政策の動向と研究課題』という資料です。そしてもう一つが、産経新聞社、佐野さんの『スポーツ基本法案—廃案から始まる』という資料でございます。その他に、昨年のシンポジウムをとりまとめた冊子『日本のスポーツ政策の課題と展望—新スポーツ法の制定をめぐってー』がございますが、これは既に分科会の先生方のお手元に届いているものでございます。

資料は全部ありますでしょうか。なければ配布させていただきたいと思います。

北村：それでは始めたいと思います。最初は基調講演として、立教大学社会学部教授の野呂先生にご登壇いただきます。大きなテーマは、社会政策からみた日本のスポーツ政策を考えるということでございますが、今回はそれをさらにブレークダウンして、『「スポーツ立国」と地域社会におけるスポーツの“間”』というタイトルで、一時間、講演していただきます。その後、5分ほど休憩をはさんでシンポジウムに入っていくという形にしたいと思います。

早速ですけれども、立教大学の野呂先生にご講演をお願いします。

野呂先生講演

野呂：ご紹介にあずかりました、立教大学社会学部の野呂と申します。はじめまして、今日はよろしくお願ひ致します。いただいたタイトルが、社会政策からみて、日本のスポーツ政策をどのように考えればよいかということでございます。これについて、大きな社会政策論の議論というか、非常に抽象度が高い議論からスポーツを大上段に論じるというよりは、私はもう少しミクロと申しましようか、地域政策や社会生活というところが本来の専門でございますので、そういうところに少しブレークダウンしたサブタイトルを付けさせていただいてございます。

お手元にレジュメがございます。パワーポイントで補足をしながら、これから1時間ほどお話をさせていただきたいと考えております。

レジュメをご覧ください。最初に簡単な自己紹介を書いてございます。私自身、社会学の中でもいわゆる専門としておりますのが、都市社会学や地域社会学、あるいは福祉社会学といわれるところでございますので、今回、日本体育学会というところに足を運んだのは今日が初めてでございます。その意味で、少し自己紹介をしておいた方が良いとのことでしたので、その辺から始めさせていただきます。私は地域社会レベルでの政策、地域政策が専門でございまして、かつ関心もそこになります。地域政策といつても様々な政策があるわけですが、スポーツという観点で直接地域政策の観点から考察したことはこれまでございません。同じ立教大学の松尾先生に声をかけられまして、考えてみようかなという

ことで、今回ここに立っておるわけです。

私は、元々は社会的不平等や格差ということの実証研究からスタートしております。最初の職歴は厚生労働省管轄の国立社会保障人口問題研究所というところです。以前は、社会保障研究所と人口問題研究所の2つがあつたのですが、現在は合併されています。この合併される前の社会保障研究所に研究員として入つたのが、私の職歴のスタートでございました。

そこで考えてきたテーマ、研究会などのテーマは地域政策と福祉政策でした。ちょうど1900年代初頭くらいのゴールドプランという福祉の話だったと思います。特に高齢化が急速な勢いで進んでいく時には、施設では高齢者のケアが抱えきれない、という問題意識から、政策の転換の中で、地域のなんらかの部分、点の周辺というところでどのくらい高齢者をケアしていくのか、そのためにはどういうシステムが適切なのか、また逆に、高齢者にはどのようなニーズがあるのかを推計し、都道府県レベルから自治体レベルまで全国レベルで地域政策の推進化計画を作つておつり、義務化されていくところでございました。私はその頃に東京都の研究会に入つていて、東京都における最初の高齢者の福祉推進計画などの人数推計などの仕事をしていました。当時、インタビューなどもしてきましたけれども、とにかくできるだけ高齢者の方々に元気でいていただくことが大事なことだと思っていました。最近は介護予防という形でこの方針が政策化されていくわけです。元気でいていただくことといった場合、実際、65歳以上の高齢者の方々の98%以上はごく普通の元気な方なわけです。政策論的な対応でいくと、深刻な問題をかかえ、ニーズがある方にサービスをすることに重点が置かれるのは当然ですけれども、むしろ98%以上の方々がいきいきと地域の中で生活していくための政策体系を整備していくことのある意味、大事なのではないかと考えたところが自分の研究のスタートでした。

近年、高齢化が進んでいるのは農村だけでなく都市も同様です。私がこれから紹介させていただくフィールドは東京都の渋谷区です。私はこういう都市社会の中の高齢化というものに关心があり、またそこから高齢者を見ています。そこでは、地域でサポートしていくといつても、地域コミュニティといわれる地域の共同体がなかなか見えづらくなっています。これをどういうふうに立て直していくのかが問題になっています。でも、立て直すというのは変ですね。よく再生とかいいますけれども、私がフィールドに入って感じるのは、再生というよりは新しくつくっていくという新生の方が大事ということですね。コミュニティレベルで考えていくと、大きく回り回って、高齢化が進む地域で高齢者の方々が暮らしていくことの問題になり、新生により高齢者が地域コミュニティによって支えられていくという循環が見えてくるのではないかでしょうか。

渋谷区というと非常にファッショナブルで、そして商業化が進んでいて、ここに住民がいるのかなと思うような場所です。けれども、そこに深く入り込んでみると、驚くほど地域的つながりがあります。何というのでしょうか、伝統的なものとはちょっとことなるのですが、町内会を中心とした一つの繋がりが地域にあります。そしてそれが地域のニ

ズを汲み取っていくのですが、そのネットワークの中心にある政党の存在があります。その政党を中心とした保守的な区長と議会が動くことにより地域のコミュニティが連動して動いていく。実はこのようなメカニズムが相当強く効いているし、また政策的にも維持されているという構造に気付いたわけです。

気がつくのはいいことですが、渋谷区には全部で105個の町内会があるのですけれども、その一つの懲戒の会長になってしまってだんだん自分自身が抜けられなくなるという、よくあるパターンになってしまっております。しかし、一生懸命関わるほど、私よりも大体一回り以上あるいは一世代上の方々とお付き合いさせていただくうちに見えてくるところがあります。

最近は渋谷区の区長さんと仲良くなつて、福祉を飛び越えて公営住宅のあり方に関する審議会に加わっております。渋谷区は面白いなと思うのですが、例えばNHKの夕方のニュースで渋谷区のあの交差点が映りますけれども、ああいうイメージというものが映像を通して世界中に広がっております。グローバルな顔である渋谷であるからこそデザインであったりファンションであったり、様々な都市的な産業が一致していくという空間になっております。そういう区の強みというものを、今後は地域の活性化というところに政策として活かしていかなければならないということで、いろいろと政策を打ち始めているわけです。例えば、ファンション産業を活性化していくためのインキュベーション施設ですね。今工事中ですけれども、ファンションとは全く縁の無い経歴の私が、ファンション施設運営協議会の副会長になってしまったりするわけで、ファンションあり、地域活性化あり、住宅ありということになり、ここで今回のテーマに関わる問題につながってゆきます。すなわち、スポーツ立国であったり、あるいはスポーツ基本法案の問題であったりする大きな動向というものが、地域側を中心としたコミュニティとの関連で、スポーツとどのような関わり方を結んでいけるのか、あるいはまた結んでいかなければならないのか、という問題です。そうしないと、おそらく大きな政策、スポーツ振興、またはアスリートの育成というものに向けた政策というものが空回りしてしまうということが起こるのではないかと思います。こうした地域側の目線から見ますといろいろと思うところがありまして、サブタイトルに「スポーツの“間”」とつけさせていただいた次第です。

前置きが長くなりましたが、これから本論の話をさせていただきたいと思います。1番目ですけれども、体育・スポーツと地域社会の関わりについてでございます。スポーツという定義がそれなりに必要であると思いますけれども、ここではあまり厳密に言う必要はないと思っております。競技スポーツが硬派としてあるかと思います。所轄が文部科学省になります。一方、運動・健康スポーツがあります。参加するスポーツですね。厚生労働省が所轄であろうかと思います。みるスポーツという観点もあります。私の研究室で、このテーマで卒業論文を書く学生さんが毎年一人や二人おりますので、3強に入ってきて良い重要な対象だと思います。参加者側からみるとレクリエーションですし、みるスポーツがひとつのコミュニケーションツールと思われます。

このようにスポーツというものは様々なフェイスを持っているわけです。この広く包括的に捕えられたスポーツが地域社会とどう関わっていくのかを考えてみると、スポーツ施設・設備に関わる次元がまず見えてきます。すなわち、競技スポーツであれば競技場や体育館という施設が地域社会に立ち現われてきます。当然ですけれども、例えば地域社会の側からすると、どこに競技場ないしは体育館を置くのかが一つの大きな論点になるわけですね。それから体育教育の場で言えば、学校、体育館、グラウンドと付帯施設・設備の整備が重要になってきます。健康促進や生涯学習というところからすると、社会教育施設などの様々な施設設備がここに関わってきます。公園や土木においても公園整備などが関わってきます。こういう形でスポーツというものの資本投資が関わってくるわけです。

レジュメの2ページにいきますけれども、ただそういうものを整備するというハードウェアに対して、それを前提としてハードにのっかってくるソフトウェアの話があります。実施・活動の次元で言いますと、競技スポーツでは各種競技会の実施や選手の育成。体育教育では学校教育、課外授業、運動会などがソフトウェアとしての内容となります。健康促進や生涯学習ということであれば、健康体操あるいは地域の運動会やウォーキングなどの各種スポーツイベントが催されます。

このようにスポーツというものは、ハードウェアの面でもソフトウェアの上でも立ち現われますが、私たちの日常社会や地域社会にどのような意味を持っているのかという問い合わせがあります。実際、様々な政策提言を見させていただきますと、地域のまちづくりや活性化に役立つという効果がありますよ、という言及になるわけです。こうした提言の仕方を考えた方がいいのではないかと思います。

それではレジュメの2番目に移ります。少子高齢化が急速に進んできていることが、現在の日本社会の課題の一つとしてあげられております。よく失われた10年という言葉を新聞で見つけますが、失われた10年ではなく、失われた20年が正しいと思っております。私が最初に大学でキャリアを持ち始めた当時、20年くらい前のバブルのピークが崩壊しかけた頃の学生さんと今の学生さんとでは、社会観や考え方方が劇的に違います。

ある教員養成系の国立大学でこれから3年生になる学生に、“どんな専門の分野に進みたいの？”という質問をすると、“自分はどんな専門分野に進んでもいい、何でもいい”とあっけにとられるような回答が返ってきます。専門を選んでから面接をするわけですが、自分は何でも構わない、関心がないというだけではなく、なかには大学には遊びに来たと言う学生さえいました。20年前の当時、先輩たちは本当に飛ぶ鳥を落とすという勢いで、名だたる企業から内定ができるのが当たり前だったわけです。形だけでも“これこれこういうことをします”と言うことが礼儀であるとか、何を勉強してきたかということですら関係なかった時代でした。そういうところで、高度成長時代はリアリティという経験がないのです。しかし、その後、停滞・衰退が避けられないことになってきました。小泉内閣の“三身一体の改革”，“地方財源の削減”，“自立”など、いわゆる自己責任や自助努力を求めるという風潮ができました。ここで注意しなければならないことは、地域社会の側から見

ますと、その風潮がいいとかいけないとかではなく、実際、地域社会の側でも自立・自治という要求が高まっており、不思議なことに必然的に噛み合っていくという点です。これまで一方的、かつ直接的に関わってきた具体的な政策に対するニューパブリックマネジメントというものです。それまで公的なものが一方的に関わってきたもの、いわゆる公的な施設であるわけですが、そのマネジメントに関わる部分が民間委託に進んでいること、単なる民間だけではなく、NPO や NGO などの民間団体などが地域の一方では進んでいること、またその地域社会でも他方では、自立・自治という上からの情報発信で進んできているということ、これらが噛み合っているということが非常に興味深いということです。

今回の政策論争の話になりますけれども、中央政府はお金がないから自分たちで自助努力して頑張ってね、という話ですよね。自分たちで頑張ってねって言う政府・政策に対して、これまでそれに依存してきた人たちはどう反応するのでしょうか。自己責任というならあなたたちは必要ないよとなって、反発してもおかしくはないのです。しかし、少なくとも小泉内閣の時は自助努力を求めるということに対して、政府は関与しないという政策を支持していたわけです。今回、少し振り戻しはありますけれども、大きなトレンドから考えますと、中央政府の側が再び抱え込むということはあり得ないですし、一方では地方分権ともいわれております。先ほど申し上げたように、自立や自治という価値観が成長してきているというのがありますので、少々分裂症のようなことが起こっているのは否めないのですが、自立や自治ということが高まってきていることは事実ですので、頃見合いというものだと思っております。

個人主義的な思考、プライバシーなどは近年非常に高まり、かつ強まってきております。共通のキーワードとしていわれているのが“安全”です。しかし反面、“セキュリティー”は空間を閉ざし、そしてプライバシーという形でも空間を閉ざしているわけです。私は東京・渋谷のマンションに住んでいますが、これをマンションで言い表しますと、入口にはセキュリティーとしてオートロックがあり、エレベーターに行くところにまたオートロックがあり、エレベーターを降りて自分の階のフロアに入るとまたセキュリティーがあり、さらにドアにもセキュリティーがある。形としてセキュリティーの意識やプライバシーの意識が高まっていくという方向になっている。ところが、そうであればあるほど孤立や孤独が強まっていきます。それに対して、正反対ともいえるような概念であるコミュニティの再構築をしていかなくてはならないという願望が対立的になっていて、なかなか“間”が見えてこないので、このような状況の中では、そこに様々な課題や問題が出てきており、この問題に対する対応が“まちづくり”ということになっていくわけです。このような流れの中で、スポーツにかかる政策、例えばスポーツ基本法に向けた流れのような大規模なレベルでの政策の流れと、こうした地域社会の中の課題やリアリティがどのように結びついていくのかということが、やはり課題となっていくわけです。

それで、レジュメ 2-2 の“まちづくりへの流れ”ということですが、簡単に定義をさせていただくと、地域のハードウェア上、それからソフトウェア上の課題を認識し、その課題

に主体的に取り組むこと。また、その取り組みを通じて地域の個性やアイデンティティを確認し、共有するプロセスであるとしておきたいと思います。そうしますと、まちづくりの現在の課題としましては、地域経済の再生や活性化ということになります。つまり、生活次元の必要性がまず正面に出てくることになります。そのため、選挙の場面でもこうしたことを各政党、各立候補者が訴えたり、様々な事例や実践プログラムなどもこの分野においては整備されたりしております。また国土交通省におきましても、この地域再生的なまちづくりの部分は最も中心的なものになっているわけですが、こういうところを調べていきますと成功事例がいろいろと紹介されております。東京周辺では、例えば朝の連続ドラマでやっている川越ですね。そこは駅から離れておりますが、残ってしまっていた古い蔵造りの街並みを地域資源として見直し、そして観光という形で再生していったわけです。こうした成功事例は、いくつか出てきております。こうしたものを見るとサポートしていく政策提言や具体的な政策、プログラムというのも現在ではかなり整備されております。このようなプログラムは、かつてよく行われていた企業誘致や大規模商業施設の誘致など地域外の資本導入があり、それから川越がそうすけれども新規の住民、観光客など来訪者の人たちを増加させようというものがありました。しかし、このような目に見える成果をあげられる地域というのは、相対的には少ないので現実です。そのため、とりわけ地方におきましては少子高齢化、それから人口の漸減が進み、こういう状況でのまちづくりは一体どのような意味があるか、また何を目標にしたらよいのか、ということが問われます。このことについては様々な取り組み事例がありますけれども、そのなかで段々と了解されていくのは、先ほどのまちづくりの定義にも関わりますが、人々が自ら暮らす地域に愛着やアイデンティティを獲得、表現することが 1 番目。実はこれが大事だと思います。これを第一課題として考えますと、結局、地区内外の人々同士、および地域内の人々と来訪者との“間”ないしは交流ということになります。これを通すことが結局のところ、地域あるいはコミュニケーションの再生に繋がっていくことになります。そういう観点から見ていくと、地域や政策に関わっている人間からしますと、そこにスポーツとの関わりができるのではないかだろうか、と思っているわけです。

少しスピードアップして論点を進めてきたいと思うのですけれども、レジュメの 3 ページ目、スポーツ側から一般の地域社会に向けたアプローチというものはどのようなものがあるのかといいますと、私よりもこの学会の先生方の方がこの辺りのトレンドは十二分にご存知なのだろうと思います。近年の部分だけを見ていきますと、2000 年に制定されたスポーツ振興基本計画はスポーツ振興法を基本とした平成 22 年度までの 10 カ年計画となっており、平成 18 年 9 月に 5 年を経過したところで改定されております。このなかでも 2 番目に掲げてある“地域におけるスポーツ環境の整備・充実方策”というものが、私の観点からしますと非常に関心のあるところです。できる限り早期に成人の週 1 回のスポーツ実施率が 50%となることを目指す。そのために総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進すし、2010 年までに全国の各市区町村において少なくとも各地域に 1 つは総合型地域スポ

ツクラブを育成しようという、野心的な話が出ております。そして 3 番目には、わが国の中長期的な競技力向上方策ということで、オリンピックにおけるメダル獲得率が 3.5% という数値目標があります。どうして 3.5% かよく分かりませんけれども、このような目標もあるのだなということを今回初めて勉強したところです。

それから、これらを文部科学省サイドであるとするならば、やはり健康づくりというのは厚生労働省サイドのアプローチになるわけで、健康日本 21 という運動が展開されております。これも 2012 年までの目標ということですが、健康増進、特に一次予防ということに重点を置いております。これもまた、都道府県や市区町村で健康増進計画を策定するということになっておりまして、こういうところは文部科学省と厚生労働省と一緒にやれないのであるのかと思うのですが、ちなみに 2006 年 7 月現在、全国の政令指定都市と東京 23 区では策定済みだそうです。また、その他は大体達成率が半分くらいということのようです。

また内閣府では一昨年、去年くらいまででしょうか、新健康フロンティア賢人会議というものが開催されていたようです。このプランの答申なども読ませていただきましたが、これは厚生労働省サイドに近い雰囲気がありまして、平成 20 年度の関連予算額が 2,754 億円であるということが、目を引きます。

続いて 4 ページ目は今日の先生方の論題に関わると思いますけれども、スポーツ振興法等々の最近の動きでございます。昨年のこのシンポジウムでも既に詳細に議論がなされておりますし、資料にも載せてございますが、自民党の政務調査会でスポーツ立国調査会の中間報告書が昨年の 6 月に出ておりまして、その中で興味を引くのは、やはり、文部科学省と厚生労働省に分かれているスポーツ行政を一元的に担うスポーツ省の新設に関わる事項でしょうか。また、先ほど前のページでは 2 千数億円と出ていたような気がするのですが、スポーツ関係予算の 200 億円に対し、文化予算が 1,000 億円で、かなり母数が違っているところが目を引きます。

それから、超党派の国会議員による新スポーツ振興法制定プロジェクトチームが動いていたようです。このプロジェクトの事務局長であった遠藤利明・前衆議院議員のホームページを拝見したところ、スポーツ基本法案の骨子案が今月の 8 月 5 日付で掲載されておりまして、これを読んでいて教えていただくところもありました。

教育サイドから見ていくと、教育再生懇談会が継続的に審議をしておりますけれども、今年 5 月の第四次報告では、スポーツ立国というのがレジュメ 4 ページ【D】の①や②に記してあることとほぼ同趣旨で掲載されておりまして、これも目を引いたところです。ちなみに、この懇談会は 2008 年 2 月 28 日に設置されておりまして、2006 年に設置されていた“教育再生会議”を代替する形で、今後の基本教育について議論されているところです。その内容は、レジュメに概要を書いておりますけれども、大きな柱が 3 つあります。そのうちの 3 つ目に“スポーツ立国ニッポン”というタイトルをつけております。書いている内容は②のプロジェクトチームの提案とほぼ重なっているという印象があります。すな

わち、総合的なスポーツ振興策を提案しましようということ、それから国民スポーツの振興をしましようということです。それ以外では、トップアスリートの育成というところに相当なスペースを割いております。

このようなことから感じとられるニュアンスというのがあります。アスリート育成と教育、それからセカンドキャリア形成の支援、あるいはオリンピックなどの国際大会を積極的に国が支援すること、企業スポーツ支援、学校のスポーツ環境整備、地域のスポーツ施設整備、総合型地域スポーツクラブの支援などがあげられます。また学童の自然体験活動の充実は③の再生懇談会の最後に出ていて、どこにどう繋がっていくのか少し違和感がありました。いろいろ読ませていただくと、近年の特徴としてはとりわけ競技スポーツの振興、選手・人材育成、引退後の生活支援など、トップアスリート側にかなり重きを置いた観点から活発かつ継続的なアクションがあったのだなということが実感されます。それから、今回は解散によってスポーツ基本法案が廃案となつたわけですが、そこまでの継続的な道筋がそれなりにあったということが分かります。しかし、それらがいわゆる一般の人たちからの目線から見ると、やはり距離感があることは否めません。こういう中に使われる“スポーツ立国”という言葉も、スポーツで国を立てるというはどういうことなのかということが、まだ一般のレベルまでには馴染みきれていないのではないか？

“産業立国”や“電子立国”という言葉がよく使われましたけれども、これらは経済的な基盤の設計というところでは世間に目標設定を示したわけです。このような形で見していくとスポーツ立国というのはどの程度人々に共感されていくのでしょうか？おそらく、今後はそこが問われていくことになるでしょう。そして“立国”というのが国民的な拡がりと取り組みへの動員ということを意味するのであれば、トップアスリートの個人支援にかなり傾斜した感のある枠組みは、果たして正当化されるのでしょうか？この点につきましても、今後、やはり問われていくのだろうと思います。

以上、地域社会側、政策側をざっと見てきたわけですが、この“間”というのを少し考えてみたいというのがレジュメの5ページになります。地域とスポーツとの関わりという点で言いますと、先ほど申し上げた通り、やはり関与する範囲というものがスポーツを広義に解釈すると大変広いわけです。そこで、レジュメにはa)～e)まで書きましたけれども、学校教育、参加、応援、見る、そして実際に地域社会に多く関わっていて思うのが健康づくり的な部分です。スポーツとは自称しないのですが、実際には大変意味あるものに思われるもので、結果としてまちづくりにも関わっていくものです。例えば、8月や10月あたりには盆踊りがありまして、渋谷や今の私の地元が恵比寿になるわけですが、JRの恵比寿駅という本当に都心の駅前広場で、年に一回盆踊り大会が行われるという、なかなかミスマッチな風景が展開します。今年は7月31日と8月1日の2日間行われまして、なんと6万人が参加しております。駅前広場といつても狭い広場でございまして、今回私が泊まりました広島駅前の広場のおそらく3分の1くらいしかないと私は思います。そこに溢れんばかり人が集まって、観光客や外国人の居住者の人たちも含めて異様な盛り上がりになるわけ

です。盆踊りといいますと、何とか音頭というようなものが行われているイメージがあると思うのですが、恵比寿では様々な世代の人たちが参加するということを踏まえて、新しい曲をオリジナルで作っております。例えば、サンバのリズムで踊るようなものもあつたりします。そうするとサンバの一番盛り上がるところでは、1万人近い人たちがみんな手を挙げて一齊に“ウオー”と言って叫んでいるような、そのような風景が展開されていきます。こういったものは本当に全身運動そのものです。また祭礼というものもあります。都心でも山車や御神輿の巡行は行われますが、これもまた大汗をかく運動となります。こうした運動というのは称してスポーツとはいわないわけですが、結果として、非常に大きな地域のコミュニケーション醸成へと繋がっていくわけです。

このような意味でみていくと、スポーツと地域の接点は多いわけです。ただその大半は、運動や健康づくりに関わるというところであって、おそらく地域の一般市民の健康づくりの底上げというところに関わっていくことになります。そうしますと、先ほど申し上げた中央政府レベルでのスポーツ立国論などのトップアスリートの養成や支援というところの強調との距離感は一体どうしたらしいのだろうかというところが、やはり難しくなります。そうすると、例えば200億円を1,000億円にという公的資源と公的投入が、どこまで社会的な合意を得ることができるのだろうか、というところが気になっていくわけです。

こうしたなかでも政策的に進められている中心的な部分として、総合型地域スポーツクラブがあげられます。先ほど申し上げたように、平成22年度ですからもう来年度までに全国の各市区町村において少なくとも1つ、総合型地域スポーツクラブを設立するという目標が立てられております。現在まで右肩上がりでクラブ数は増えているわけですが、2007年現在、市区町村で設置している割合は57.8%程度ですので、来年度いっぱいとなると目標達成は難しいかなという気がしております。それと絡めて、どのようにこれを評価していくのかというのもあります。それから、つい2週間くらい前ですが、総合型地域スポーツクラブに関する有識者会議が、今後について7つの提言をしております。その中で、後ほど話したい事例と少し関わりますが、国民のスポーツ実施や地域社会の活性化に寄与していること、地域を主体として行動する地域の意識変革をもたらしていること、というところで大きな意義を有していることが評価されています。反面、資料6ページ目に移りますが、クラブの活動場所確保の難しさ、交流拠点となるクラブハウスの整備の必要性、人材確保、会員確保、財源確保、および認知度向上が課題であるということも指摘しております。また文部科学省のHPにはどのように地域と関わっていくのかが問われていると記載されています。また、アンケート結果から、クラブ設立における地域の変化というところで、地域住民間の交流が活性化したとか、あるいは世代を超えた交流が生まれたとか、こういう点はかなりの人が肯定的に評価していることが分かります。したがいまして、この政策はそれなりに成功しているのかなという気がします。

このようなフィールドの状況を私のいる渋谷区に下ろしたお話をいくつか紹介して、今後の課題を提示していきたいと思います。区の特徴的な取り組み実績としましては、学校

施設開放や地区体育会などが出ていますが、これはどこでも行っているのではないかと思われるかもしれません。特に学校施設開放ですが、最近はどの学校も地域への開放をしておりますが、渋谷区ではかなり早い時期から区の単独事業としてそれを行ってきております。区の単独事業ですので経費も区が出るわけですが、地域指導の形を育ててきたという経緯があるわけです。それから、地域の体育会というものも多くは地域の自治会や体育協会というところなのですが、渋谷区では、地区体育会を地域団体として独立させて編成し、経費も区から半分以上助成することを行ってきました。また健康づくりという点では、“元気アップサロンしぶや”というのがあるのですが、これは介護予防という問題に基づき、区の教育委員会が取り組んでおります。介護の部分は地域における保健や福祉の所轄事業でも不思議ではないのですが、話を聞きますと教育委員会の事業であって介護予防関連の経費は投入していないということでした。この“元気アップサロンしぶや”については所轄を超えて連携をとるなどした取り組みのなかで育ってきており、とても良いことだと思います。このような取り組みは地域の側がある種の受け皿を作るということで、先ほど大きな政策として出されてきている総合型地域スポーツクラブに繋がるのではないかということです。

渋谷区の総合型地域スポーツクラブですが、現在 4 つのクラブがあります。去年の全国自治体の育成状況の報告書を見ると、渋谷には 5 つのクラブがあることになっているのですが、残念なことに一つは今年、活動を休止しております 4 つのクラブが活動中ということです。なかでも“ほんまちクラブ”が最も活性化しているのだそうです。場所を言いますと、山手線の新宿駅がありますが、この新宿駅というのは実は南側の半分近くが渋谷区に入っております。つまり、渋谷区と新宿区の境界線辺りが新宿駅となっておりまして、そこから北西方面に行ったところが本町というところあります。このほんまちクラブは多くの地域の体育会などと一緒に、施設としては小学校や中学校を活動拠点としております。またどれくらい活性化しているのかということについては、ホームページを見るとよく分かります。スライドにほんまちクラブホームページのトップページを示しました。これは 8 月のプログラムですが、興味深いのは英会話教室、パソコン、あとフラワーアレンジメントなどです。どこがスポーツなのか？というようなものまで取り組んでおります。したがいまして、ほんまちクラブは見るからに小さいですけれども、総合型地域文化スポーツクラブと称しております。

このような形で取り組みが進んできているというところがなかなか興味深いところです。また区にヒアリングなどを聞いて印象深かったことは、このクラブ運営については毎回非常に激しい議論がされていて、ものすごく熱意がいるのだそうです。それを通してある種ものすごい一体感が形成されていて、文化的な活動に対して、“例えばこういうのを行ってみたらどうですか？”と区の側が提言することは全くなくて、どんどん議論していくなかでアイディアが出てきたり、進んでいったりしてきているという話でした。

ほんまちクラブは顕著な成功事例なわけですけれども、先ほど申しましたように、一方

では閉鎖してしまった、あるいは活動を休止してしまったクラブもあるわけです。どこが難しかったかというと、やはり活動場所の確保ということでありました。既存の体育会や諸活動と競合してしまうということもあり、そういうところで地域の理解が得られず、新しい別のクラブとして位置づけられてしまうとうまくいかないのです。そうすると、ほんまちクラブの場合は、渋谷の歴史の中でこれまでの体育やスポーツに関わるオリジナルの取り組みを上手く転換していくことによって、それまで別々の団体活動やサークル活動であったものを束ねるという役割をになったことによって、こうした成長を遂げてきたといえます。レジュメの8ページ真ん中くらいになりますけれども、こうした取り組みを通して、スポーツに対する区民の意識も変わってきていると思われます。スポーツというと“特殊な人たち”がする競技であるイメージがあったわけですが、今ではみんなが気になり、参加すべきものであるという認識が進んできています。区の評価委員会の方は、このような評価をしております。その結果として、昔からある教室は減らすというのです。そうすることで、行政の押し付けという意識が無くなってきていているという変化が生まれているということでした。

そこで考察に入りたいと思います。コミュニティの活性化はどのようにによって達成されているのかについては、こうした事例を見ると少し分かります。それから上手くいかなかつた例も含めて、既存の地域ネットワークと如何に関係を結ぶべきなのかということが課題であると思います。9ページに移りますけれども、トップアスリートの育成関係のところで言いますと、こうした地域的な取り組みというものとトップアスリートをどう結びつけるのかと考えてみたのですが、そこは“切れて”いて、ある意味おもしろかったです。ここに“間”というものが問われてくるわけです。つまり、“間”を取り巻くということが交流ということになります。

そこで最後に提言をさせていただきますが、パワーポイントを見て下さい。“スポーツによる立国”というのは何なのでしょうね。これに対する分かり易い説明が必要であるといえます。それからスポーツというのは個々人の健康づくりであるという話だけではなくて、むしろコミュニケーションをとっていくことこそが、第一義的な機能であるということも重要と思います。指導者との関係だったり、友人関係だったり、子どもの教育関係だったりすることは、実はスポーツがそのことを育てていくのだということがあり、これこそが活性化に繋がっていくという視点が大事なのではないかということです。

また課題としてあげられますのが、先ほど申し上げました通り、既存のネットワークとの信頼関係をどのように築いていくのかということあります。様々な地域での事例を見ていきますと、スポーツというのは、最初はどうしても個人の生活の充実や自己実現というところになるわけですが、そこからコミュニティを通じて交流を図っていく、言わば“汗をかく”とよく地域の方は言われますが、こういう方向に向けていくにはどのような動機づけをしていけばよいのかが、課題なのではないでしょうか。

それからトップアスリートの育成と地域との“間”ということで言いますと、区の教育

委員会の方が言われてすごく印象的だったのが，“今のスポーツ活動は周囲の手厚いサポートと理解の上に成り立っているということをむしろ認識していて、それゆえ、啓発活動に積極的に参加する意思を持っている。私自身も地域の先輩アスリートにそのように教えられ、そのように育てられたという経験があるので、むしろ喜んで地域に協力する選手が多くなっている。”という内容でした。渋谷でいいますと、ヤクルトの野球選手が神宮球場に球場入りする前に学校に寄って子どもたちに野球を教えてあげるとか、そういう日常的な取り組みを結構積極的に行っているのだそうです。そこでこのようなことが、今後ヒントになっていくのではないだろうかと思っております。

学校や地域の総合型地域スポーツクラブを開放して、こうしたコミュニケーションをつくる、あるいはこのような仕組みをつくるということが、トップの部分と地域の部分が“切れて”いるからこそ、とても重要なのではないかということです。また、スポーツ基本法制定などのレベルでの動向はもちろんですが、総合型地域スポーツクラブあるいはほんまちクラブのように文化活動とともに成長しているところを支援しているスポーツ育成政策を、残念ながら知らない人が大多数いるということです。ですから是非、広報の理解と努力をお願いしたいとつくづく思った次第です。

全体としては、地域と社会との関わりということにつきましては、私は地域社会側の方をテーマとしてとりあげてきましたが、大きいところと小さいところを大きく切り結んでみていきますと、結局、最後は“人”であるということに尽きます。人が媒介となって、あるいはアスリートたちが媒介となって交流を促進していくという仕掛けを国策レベルに含めることが理解や支援に繋がっていくのであろうということが、よく分かったということでおざいました。

北村：野呂先生、ありがとうございました。この後、シンポジウムに移りたいと思いますが、簡単な質問だけ受け付けたいと思います。今のご講演に対して、何かご質問がありましたらお願い致します。議論はシンポジウムでさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか？

質疑応答

質問者A氏：1点だけ質問です。最近、渋谷区の宮下公園で、NIKE社がNIKEパークという形で指定管理者に入ったと思うのですが、そのところで地域社会の方々とのディスカッションが何かございましたら、紹介だけでもお願いします。

野呂：最近はネーミングライツをかなり積極的にやっております。一番有名なところでは、NHK前の渋谷公会堂です。味の素ホールとして億という単位のお金をもらい、非常にきれいに改裝しているところです。NIKEもそういう流れの中で入ってきております。NIKEパ

ークはある意味，“おお、やるねえー！”という感じなのですが、むしろ渋谷の街サイドで話題になったのは公衆トイレのネーミングライツです。今年渋谷では恵比寿の駅前トイレのネーミングライツを募集されました。以前は募集をかけても集まらなくて新聞に出たこともあったのですが、ふたを開けてみたら 20 社くらい応募がありました。区としてはホクホクだったわけです。

おたずねの宮下公園には行かれたことがありますでしょうか？かなり老朽化が進んでいる公園であり、言い方はあまりよくないのですが、ホームレスの方のブルーシートのハウスが並んでいるような場所にもなっています。ここを NIKE さんと提携することによって、整備していくこうという発想であり、地域社会側から言いますといいことではあります。しかし、積極的にその地域側がお願いしたわけでもないので，“まあ、やったんだな”という認識でした。実際、これがどのように地域と社会との結びつきになっていくかというと、よく分からぬところもあります。現在では、あの辺りも大きなマンションができており、駅の方角側ではあるのですが住民が若干増えてきております。また区の運動施設設備も近く整備されますので、それと合わせることによって一つの形が見えてくるのではないかと思います。

北村：ありがとうございました。この後、時間を設けましてシンポジウムで質問等を受けたいと思います。基調講演はこれで閉じさせていただきたいと思います。野呂先生どうもありがとうございました。

シンポジウム

動き始めた新スポーツ基本法 -体育社会学的視点から-

我が国のスポーツ政策の動向と研究課題

山口泰雄 神戸大学

スポーツ基本法案-廃案から始まる

佐野慎輔 産経新聞社

コメント 野呂芳明 立教大学

指定討論者 田中暢子 ラフバラ大学

北村：時間ですのでシンポジウムに入りたいと思います。資料は3つあります。資料が3つないという方はご連絡いただきたいと思います。資料を配布いたします。

今回のシンポジウムは研究委員会企画の一環で、昨年から“スポーツ政策の課題と展望”ということで進めております。テーマは、日本のスポーツ政策と課題で、いわゆるスポーツ基本計画、新しい基本法、基本法は現時点では廃案ですが、昨日のシンポジウムでは、文部科学省の坂本課長が秋くらいに改定版を出すと話しておられましたが、これらの問題を社会学的に検討しようとするものです。

今まさに、このスポーツ政策というのが大きな意味での転換期にあります。それに対して、体育社会学という視点からどのような提案が出来るのか、スポーツ政策の政策論的な課題と展望ということを去年に引き続き考えたいというのが、このシンポジウムの狙いでございます。

シンポジストのご紹介をさせていただきます。最初に、我が国のスポーツ政策の動向と研究課題ということで、山口泰雄先生のお話をいただきます。20分ほどでお願いいたします。

次に、ジャーナリズムの視点です。基調講演では、広報活動が必要という話がでしたが、スポーツ基本法案が廃案となったことを踏まえて、ジャーナリストとしてこれから何をやらなければならないのかについて、産経新聞社の佐野さんからご提案をいただきます。

佐野さんにも20分ほどお話をいただきます。お二人のお話を踏まえて、今ご講演いただいた野呂先生に10分ほどコメントをいただき、その後、ラフバラ大学のドクター課程に在籍されておられる田中さんに、指定討論者として10分から15分くらいお話をいただきます。すでに時間が押しておりますが、残りをフロアとの議論というところで、進めさせていただきたいと思います。

それでは早速、山口先生から20分ほどのプレゼンをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

山口泰雄先生発表

山口：皆さん、おはようございます。神戸大学の山口でございます。専門分科会の会員として、発表の機会をいただきありがとうございました。先日、組織委員会からプログラムが来て、分科会のシンポジウムのテーマが“動き出した新スポーツ基本法”とありました。私は“新スポーツ振興基本計画”だと思っていましたが、これまでスポーツ政策に関しましては、スポーツ政策やスポーツ参加の国際比較といった研究や、あるいは地域スポーツ政策、あるいはスポーツにおける地域活性化など、このようなテーマで研究をしてきましたが、法学やスポーツ法学の専門ではありませんので、我が国のスポーツ政策の動向と研究課題というテーマで、お話をさせていただきたいと思います。

今日の話す内容はこの3つですが、全部話すと時間がありませんので、まず簡単にス

ーツ政策の動向と課題、2番目にわが国のスポーツ政策の歩みと課題を取り上げます。3番目に、第2次スポーツ振興基本計画について。今年の5月から審議が始まりましたが、中央教育審議会のスポーツ振興計画の委員として関わっておりますので、そちらの動向をお話しして、スポーツ基本法の論点、そして研究課題を資料に沿ってお話をさせていただきたいと思います。

これまでのスポーツ政策の研究を簡単にレビュー致しますと、大きく分けて5つくらいの研究領域に分けられるのではないのかなと思っております。

一つは歴史社会学的な視点からスポーツ政策を研究してきたもの、2番目に国際比較という視点として、海外のモデル事例あるいは海外と日本の比較などといった国際比較から行われてきたもの。それから地域スポーツ、地域スポーツ政策あるいは組織からの視点。それからスポーツ法の視点、これは資料を訂正していただきたいのですが、日本スポーツ社会学会ではなくて、日本スポーツ法学会です。今年のシンポジウムがアジアのスポーツ政策ということで、これから開かれるようです。それからスポーツ政策の現代的な課題ということで、最近のテーマの傾向を言いますと、NPO、あるいは政策評価や指定管理者制度などに関する現代的な課題というような研究が、最近生まれてきているということです。詳しい書誌情報は最後に入れておりますので、参考にしていただければと思います。

次にスポーツ政策研究のミッションを考えてみたいと思います。これは体育学研究の総説論文で、池田勝先生が、スポーツ政策研究の国際動向というところで、このようなことを書かれています。読みますと、“スポーツ研究者集団の「政策アクター」としての役割に期待が寄せられている。より望ましいスポーツ政策の実現を促すために、内外の政策動向を注視し、専門的知見と判断でもって政策提言を行っていく、いわば政策科学の一分野を担う「スポーツ科学」の存在を、もう少しアピールしていく必要があるのではないか”ということが、10年ほど前に書かれています。まさにスポーツの社会科学を専攻する我々に対するハッパというのでしょうか、エールとして残されているのではないかなと思います。

次にこれまでのスポーツ政策の歩みということで、簡単に振り返っていきたいと思います。プログラムライフサイクル分析をベースに10年ぐらいの単位で、ステージに分けてみました。

まず1960年代は、萌芽期と言いますが、導入期の前の萌芽期というと思うのですが、体力つくり政策と名付けることが出来るのではないかと思います。文部省の体育振興課は、これまで厚生省のスポーツ・レクリエーション関係の所から移って来まして、スポーツ振興課は1946年にでき、その後49年に保健体育審議会が発足しています。ご存じのように、東京オリンピックを目指して、スポーツ振興法が61年に制定されています。スポーツ課が62年にできています。この後、当時の日本選手の体力不足ということがベースになりまして、11省庁、168関連団体が集まりまして、体力つくり国民会議というものが組織され、あまり知られていませんが、今でも、ずっと存続しています。1997年に出された“生涯に

渡るスポーツの振興の在り方”に至るまで、スポーツ振興法を法的な根拠として、スポーツ振興方策の指針というものが保健体育審議会によって提言されてきたと言えると思います。

70年代に入りますと、社会体育という言葉がよく言われるようになりました。保健体育審議会、中央教育審議会さらに経済企画庁が“経済社会基本計画—活力のある福祉社会のために—”，こういったところで、コミュニティスポーツということをいうようになっています。それから全国体育指導委員連合が73年、今これは必置ではなくなっていますが、社会教育主事の派遣社教（スポーツ担当）が75年、それから学校施設開放というものが始まって導入が出来るようになっているのではないかと思います。

80年になると、生涯スポーツ政策と名付けましたが、82年に“生涯スポーツ推進指定市町村”というのが文部省の補助事業で始まりました。そしてスポーツが非常にアクティブになりますが、ご存じのように、東京サミットでジミー・カーターが来た時に皇居の周りをぐるぐるジョギングして、これで初めてジョギングというものがブームになりました。それまではランニングで、タイムや順位を競うことしかありませんでした。あとはエアロビクスで、81年にケネス・クーパーが日本に来ました。“エアロビクス”は、“レオタードを着たダンスだ”と誤解された方がいるようでした。その後、文部省が直接、社会体育指導者認定制度ということで、これは当時の文部大臣の名前で認定証が発行されました。今はスポーツ指導者認定制度になり、日本体育協会が事業を行っています。

88年は非常に重要な年で、スポーツだけではなくて健康増進など、いろいろな政策がスタートします。88年に文部省のスポーツ課が、機構改革で生涯スポーツ課と競技スポーツ課に分離をしたことによって、全国スポーツ・クリエーション祭やニュースポーツが普及するようになってきています。

同じ時に厚生省が、ねんりんピックや健康運動指導士の制度を開始しました。だいたい健康や運動というと厚生省、スポーツというと文部科学省と、この頃から振り分けができてきています。

その後、通商産業省がスポーツ産業研究会という場を発足させました。スポーツ振興法の中ではスポーツビジネスのことは書かれていないので、こういった所で出てきているのだと思います。

90年代に入りますと、これまでの“するスポーツ”的振興が中心になっていたところが、93年のJリーグの発足によって“みるスポーツ”的振興がスタートします。それから95年に総合型地域スポーツクラブの育成モデル事業がスタートしました。

それから98年の長野オリンピックの時、長野パラリンピックは、日本の障害者スポーツの大きな転機になったのではないかと思います。テレビでこれほど障害者のスポーツが紹介された時はなかったのではないかと思います。それによってボランティアが長野に集ってきて、ボランティア用のテントができたということがございます。障害者スポーツの認知ということがスタートしました。

それから 98 年に、かなりの糾余曲折を経まして、スポーツ振興投票法、これは簡略化していますが、これが制定されました。

2000 年に入りますが、スポーツの、制度化政策の成熟期と言えます。本当に、成熟しているかどうかは議論の余地がありますが、大きな変化が出てきております。それは 2000 年にスポーツ振興基本計画ができたわけです。これまででは言わば、保健体育審議会答申というような形でどちらかというと、“こうあるべきだ”という形で、体育施設の基準などもしました。しかし、保健体育審議会答申ということで予算化の拘束力がなかったわけです。しかし、98 年に成立したスポーツ振興投票法によって財源が確保されたことにより、国的基本計画として出されたという点では非常に大きな拘束力を持つわけです。

そしてスポーツくじ助成が、具体的には 2002 年からスタートします。スポーツくじもテーマパークの来園者と同じようで、初年度のフロックと言いますか、初年度がピークで後はぱたぱたぱたっと落ちる感じですね。2001 年度は売り上げが良く、スポーツくじの助成が 57 億出ましたが、残念ながら、だんだん売り上げが落ちて来てまして、最低は 2006 年で、わずか 1 億 1000 万しか財源がなく、スポーツ振興基金から少し貰ってきたということがありました。

この後、ご存じのように、コンピューターがランダムに予測するという BIG が大ヒットしまして、昨年が 900 億円位と、初年度を超えるました。これによって助成が非常に増えています。これは助成の予算ですが 65 億円、さらに今また、120～130 億円くらいのところに増えてきています。

その後、独立行政法人に改組されたスポーツ振興センターが toto の運営と JISS の運営も行っています。それからナショナルトレーニングセンターが 2008 年にオープンしました。もう一つは、中央教育審議会スポーツ振興投票特別委員会も 2008 年度に開かれています。これは BIG によって toto 助成が増えましたので、これまでストップしておりました助成をどのようなものに重点的に出すかが審議されました。

その後、2009 年になりますと、『スポーツ立国』日本教育再生懇談会が、これは総理大臣の諮問機関だと思いますが、発足しました。そしてスポーツ基本法案というものが審議されたのですが、解散によって廃案に追い込まれた、というところでございます。

そして今年度から、中央教育審議会のスポーツ振興特別委員会で（仮称）第 2 次スポーツ振興基本計画の審議が始まっているというところでございます。

第 2 次スポーツ振興基本計画の論点ということですが、第 2 次を作る場合に、とくに第 1 次の 2000 年から行われてきた政策評価をしっかりと厳密にやるということが、まずは求められるのではないかと思います。さらにその 3 本柱の政策目標、あるいは具体的な到達目標、数値目標が達成されたかを、しっかりと吟味して次のステップにいく必要があるのではと思います。例えば「生涯スポーツ社会の実現」という政策目標に対しては、到達目標として、“すべての市区町村に少なくとも一つの総合型地域スポーツクラブを” ということになっていますが、こういった到達目標、あるいは数値目標は週一回以上 35% から 50% ですが、

しっかりと達成されたかということを吟味する必要があるかと思います。

とくに我々に関心があるのは、その数値目標のスポーツ実施率のところですが、平成9年で34.7%，35%のベースだったのですが、直近では平成18年で44.4%で、9.7%つまり約10%伸びているということです。今年は、「体育・スポーツに関する世論調査」を行いますので、それによっておそらく伸び、だいたい15%に近いものが達成されるのではないかと。とくにヨーロッパ・北米でこういったマスタープランを立てるときに、数値目標は1年に1%くらい増やしていくということですが、日本もだいたい達成しているのではないかと思います。

ただ研究者としましては、週1回という基準は、果たしてスポーツ立国と言えるかどうか、ということでございます。例えば、今日のスポーツ・イングランドの話にもありました、週3回、あるいは週5日以上を直近で、2002年が30%だったのが20年かけて70%伸ばすことなど。あるいはフィンランドなどはスポーツ参加率が世界一ですが、週1回以上だと、今は93%です。現在の政策は何かというと、「1回30分以上を毎日やろう」と。オーストラリアでも毎日30分やろうと、このように変わってきてるので、週1回ではとても十分でないと考えます。もちろんこれまでの指標は継続していく必要があるので、週3回位を新たに出す必要があるのではないかと考えております。

それから総合型地域スポーツクラブに関しては、部活動との関連性というのは曖昧のままになっています。例えば、一貫指導という方針がありますが、総合型地域スポーツクラブの会員からは中学校と高校の生徒は殆ど部活で抜けます。例えば愛知県では部活と総合型地域スポーツクラブ一体型が多いのですが、総合型地域スポーツクラブができても、クラブの名前で中学校体育連盟の試合に出ることができない、全国大会に出ることができないということがあります。これは政策矛盾で曖昧なままであります。今度の振興計画では、こここのところをお互いにもっと相互補完して、どちらでも出ていいけるような方法を考える必要があるのではないかと思います。

次は、“スポーツ振興法と新スポーツ基本法の論点”ということです。まずスポーツ法の位置づけというのが、守能先生によると大きく3つに分類されています。憲法で規定する国、フランスやイギリスなどです。それから基本法を持っている国。あるいは法を持たない国ということで、これは民法やあるいは地方分権で定めているところ、このように3つに分かれます。スポーツ振興法はご存じのように、訓示的な特徴があり、奨励法が特徴とされています。あるいは、スポーツビジネスを排除してきました。スポーツ振興審議会を作るべきだと昨日の議論で言っていましたが、まだ3つの都道府県が出来ておらず、市町村ではまだ半分しかないと。半分ということは同時に、市町村のマスタープランも出来ているところは半分です。このようなところをもう少し基本法の中でしっかりと位置付ける必要があると思います。

もう一つは、省庁にまたがるスポーツ関連政策です。文部科学省、厚生労働省等々ありますが、都市公園は国土交通省、自然公園は環境省、健康はもちろん厚生労働省ですが、

こういった省庁・行政を横断するような基本法というものを出していく必要があるのではと思います。

それから、スポーツ振興法でもスポーツ振興基本計画でもどちらかというと文化・教育というところに力点が置かれています。スポーツの価値というものは非常に広がっていますで、もっと健康の価値、あるいは経済的な価値、社会的な価値を自信を持って強調していく必要があるのではないかと思います。また、私は概念論争は好きではないのですが、スポーツの概念をもう少し整理する。例えば、生涯スポーツと競技スポーツで分離政策となっていますが、かなり混乱が出ていますし、生涯スポーツは本来、幼児から高齢期まで、若い時というのはみんなアスリートになりたいと思いますので、それが別々に推進されていますので、整理する必要があります。

それとスポーツ庁の位置づけ、これは文部科学省のところにくっつけるか、総務省のところにくっつけるかといった議論もありますがこの辺のところはマニフェストの特徴ということで、佐野さんにお任せしたいと思います。

最後にスポーツ政策研究ということの課題ですが、どちらかというと今までの研究と言いますと、文部科学省の計画等を解説して、“こうあるべき”だと言及するなど、海外事例を紹介するのも良いですが、今求められているのは、しっかりととしたエビデンスに基づいて、政策評価を検討する、あるいは評価手法として指標を出していくなどが必要です。例えば、総合型地域スポーツクラブが本当に上手くいっているかどうかといった指標はまだしっかりとできていませんし、あるいは指定管理者の終わった時に評価する指標もまだできていません。このような政策評価をしっかりと出来るような研究が必要ではないかと考えます。とくに我々としては社会的に注目を集めるような政策の研究知見を蓄積する、あるいは我々は直接的な政策プランナーではありませんので、政策の立案のベースとなるような、政策立案に貢献できるような研究を出してアピールするということが研究者として重要なではないかと思っています。

もう一つは、もう少しこの議論を体育社会学、体育経営管理などといった体育学会の専門分科会と、例えば他にスポーツ法学会、体育・スポーツ政策学会などの関連独立学会ともう少し連携して議論をし、きちんと役に立つような研究をしていくことなど、議論をもっとしていくことが大事ではないのかということを強調して、ちょうど20分経ちましたので以上で終わりたいと思います。ご清聴どうもありがとうございました。

北村：ありがとうございました。スポーツ・イングランドのスポーツビジョンなどのお話が省略されてしまい少し残念ですが、このあたりについては、後ほど田中さんとの関連でお話をいただければと思います。

今のプレゼンに対する質問等は、後での議論の時間に受けたいと思います。続きまして、佐野さんから、20分ほどお話をいただきます。よろしくお願ひいたします。

佐野先生発表

佐野：皆さん、こんにちは。産経新聞の佐野でございます。私は総務局総務に所属しております。総務局総務というのは何をする部署かといいますと、人事、経理、そして新聞用紙の購入などを担当するポジションであります。その私がなぜここに呼ばれたかと言いますと、私がこのポジションに移ったのは今年4月で、それまでほぼ30年、スポーツ記者として仕事をしてきました。前半15年はプロ野球、後半15年はオリンピックを対象として主に活動しておりました。そのような理由で、おそらくこちらに呼ばれたのだろうと思います。

私は皆さんのように、体系づけて、あるいは理論を構築しながらスポーツを見てきたわけではありません。その都度、言ってしまえば反射神経のような形でスポーツを見て参りました。場当たり的ということも出来ますが、今回も若干そのような形になろうかと思いますが、そのあたりはどんどん突っ込んでいただければと思います。

私は、キーワードを一つに絞り、スポーツ基本法案を取り上げます。7月14日、自民公明両党が議員立法として、スポーツ基本法案という形で審議に提出しました。このことについてお話したいと思います。

先ほど山口先生もおっしゃいましたが、これは既に、7月21日の国会解散をもって廃案となっております。昨日、文部科学省の坂本さんが、どのようなことをおっしゃったか分かりませんが、文部科学省としてはおそらく残念だっただろうと思います。

しかし私は、この廃案はスポーツ界にとってはとてもよかったですと思っております。なぜなら、今回出された法案というのは、必ずしもスポーツ界にとって、良い法案ではなかつたと思っているためです。どのようなことかと申しますと、ほとんどが、文部科学省主導という形で出されていました。現スポーツ振興法、これについて我々は問題がありと見ておりますが、現状に合わない法律となっています。アマチュアスポーツとプロスポーツの問題をとってみてもそうですし、あるいは財政の問題をとってみてもそうですし、必ずしも現状に合っていないわけです。ですからスポーツ振興法の改正というものが出てきたわけなのですが、今回のスポーツ基本法案というのは、明らかに旧態依然とした影をひきずっていると私は思っております。

今秋11月から12月あたりに再提出を予定していると聞きますが、廃案になったものをそのまま提出してもいいわけです。しかし、やはり修正を加えていく必要があるだろうと思います。おそらくですが、8月30日の選挙で、民主党が政権をとることになるだろうと思います。そうするとやはり民主党の意向が強く入ってくるものになるのではないかでしょう。そうしますと、それに即した形での修正案が出てくるでしょう。法案を通すためにはやはり民主党の意向を尊重しないと通りづらいわけです。ですから、その修正に対して、スポーツ界として、何が提言できるか。あるいはここに集まられた皆さんのような研究者の方々が、どのような論点で提案されるかが大きな焦点ではないかと私は思っております。

そこで自由民主党と民主党ですが、自由民主党はマニフェストの中で、スポーツ基本法の制定。それからスポーツ省の創設、トップレベル競技者の育成強化、地域スポーツの振興とともに2016年の東京オリンピック・パラリンピックの招致を掲げております。一方の民主党は、スポーツ基本法の制定、地域密着型の拠点作り推進、校庭の芝生化、地域スポーツリーダーの育成、スポーツ医学振興、世界レベルでのスポーツ推進、そういう項目を掲げております。

基本的には、スポーツ基本法を作ろうということでは両方とも一致しております。ただし、どちらかといえば自由民主党がトップレベルの選手育成や強化に主眼を置いているのに対して、民主党は、地域スポーツの振興といった観点で、基本法を捉えていこうとしております。つまりトップダウンか、ボトムアップかという違いです。これは対立概念でしょうか。私は、これは対立概念ではないと思っております。両方ともあるべきスポーツの姿だと思います。トップ選手が世界に出て、良い成績を収める。これによって日本が勇気づけられる。これらはよく新聞で使う陳腐な言い方ですが、その勇気づけられるという部分が案外、共感を得るわけです。また、そうした共感が、例えば、今度の世界陸上の女子マラソンで銀メダルを獲得した尾崎朱美さんの様に“じゃあマラソンを始めてみよう”，あるいは石川遼選手の姿を見て，“ゴルフをやってみよう”など、大きな広がりになっていくわけです。実はボトムアップより、トップダウンの方が、裾野が広がるのです。それはなぜか。私たちプリンティングメディアが書きまくるからです。あるいはテレビで毎日放映します。ですからここに、いわゆるコマーシャル効果が生まれるわけですね。そうすることによって、スポーツがより浸透していくのです。例を挙げれば、北京オリンピックのフェンシングがそうです。太田雄貴選手が銀メダルをとりました。このことによって、フェンシングに目覚める人が現実的に結構、増えています。それは底辺の拡大、あるいはその競技の理解ということに繋がっていきます。そのような意味では、国民皆スポーツと、トップ競技の充実・育成ということに関しては、矛盾は無いと思います。スポーツはそのようないろいろな形があって当然だと思います。それを奇妙なことに、体育という概念に置き換えている方が随分います。それから、アマチュアとプロフェッショナルとは違うとおっしゃる方もいます。アマチュアとプロは、対立するものでしょうか。プロというのは、もともとアマチュアだったのです。アマチュアからプロになっていくわけです。ですから、そのようなことを基本法の中でやはり、きちんと捉えていかなければならぬのではと私は思います。

この基本法の制定に向けて、筑波大学の先生で、今、東京オリンピック招致委員会の事務総長をされている河野一郎さんを座長にした新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム・アドバイザリーボードというのが立ちあがって、昨年9回の会合を開いて、答申を出しています。この答申はじつに上手く出来ています。レジュメの中で、皆さんにお示ししていますが、1.生活を豊かにするスポーツの充実、2.国を代表するトップアスリートの活躍を可能とする施策、3.教科としての体育・部活動など学校におけるスポーツ活動、4.国民

の健全な生活習慣形成のためのスポーツの提供. 5.スポーツを通した国際的な相互理解の推進と国際貢献. 6.国際スポーツ競技大会の招致と我が国の国際的な地位の確立への国を挙げての取り組み. 7.パラリンピックを始めとした障害者スポーツの施策. 8.アンチドーピング活動の国際化に伴う法的位置づけの明確化とアンチドーピング活動の推進. 9.産業としてのスポーツの活性化. 10.スポーツに関わる職域・職業の育成. 11.スポーツ関連情報においての取り組み. 12.スポーツ医科学の推進・活用. 以上 12 項目が、基本政策として含むべき基本として挙げられています。これらは、ほとんどのスポーツの分野を網羅していると思うのです。このようなことをきちんと書いていけば、このスポーツ基本法というものは、とても豊かになるのではないかと私は思うのですが、文部科学省は、自分のところの権益が侵されるのではないかという感じで、これを決して快く思っていないでしょう。

とくに一番問題なのは、先程、山口先生も指摘されました、スポーツ庁の設置ですね。これは、文部科学省の権限を横取りしてしまうのではないかということへの恐れといったものがあるのではないかと、私は実は邪推しております。

このスポーツ庁の設置につきましては、自由民主党・公明党が、マニフェストとして挙げております。そして河野座長のチームのリポートでも、スポーツ庁の設置について推進するという形で答申しております。しかし、この提出されたスポーツ基本法案におきましては、スポーツ庁の設置は盛り込まれていません。附則の第 2 条には“スポーツ庁の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる”と記されています。何か政府がリアクションしたら、それに対して考えていくましょうという形ですよね。民主党政権になった時に、もしかしたら、いろいろな意味で官庁の統廃合、あるいは官僚を絞り込んでいくという政策が実施される可能性もあります。おそらくそれを見越しているのではないか。文部科学省としては、つまり民主党でこれを潰してくれればそれでいいと思っているような節があると思うのです。

このスポーツ省に関しては、必要か、必要ではないかという議論はもっと深めていかなければならぬと思いますが、スポーツ行政に横串を指すという意味では、これは大変重要な位置になると思います。実は、この海洋国日本で、海洋基本法というものはずっと無かったのです。それが出来たのが一昨年です。海洋基本法が出来た時に、将来その関連官庁を作るという文言が盛り込まれています。つまり海洋庁、あるいは海洋省の設置です。しかしスポーツと同様に海洋問題においては、例えば、国土交通省、それから環境省、農林水産省など、いろいろな省庁の権益はそれぞれあり、縦割り行政となっております。それでどうしたかというと、海洋基本法を通して、統合組織を作ろうということを入れた。本当はその横串をさす組織として作りたかったのですが、実際には首相直轄の審議会的なものに治めてしまったわけですが、やり方としてスポーツ界はこうしたことにも考えた方が良いかもしれません。審議会か、ある種のスポーツ会議的なものを、そしてまずは、横串を指すような政策が必要なのではないでしょうか。一方、文部科学省は、権益

を侵されるということで、これに対して、あまり快く思っていない。それで文部科学省は何をやったかというと、河野座長以下のチームから出された答申に対して、議員立法にするところで、文部科学省が法律案を書くわけですが、文部科学省なりに書いてしまう。そうすると、最初の前文あるいは第1章辺りまでは新しい形を入れているのですが、それ以下の基本法というのは、ほとんどスポーツ振興法からの引き写しになってしまっている。唯一改良されたのが、プロスポーツへの偏見的な文言が無くなつたぐらいのところだけです。ですから、今回のスポーツ基本法案をこのまま通されていては、本来スポーツ界があるべき形が出来なかつたのではないかと、私は思っております。

スポーツ振興法に欠けている視点というのをいろいろ挙げてみたのですが、これに関しては、また後ほどお話をすることにして、最後に、メディアを含めた意識の盛り上がりが必要ということに触れていきます。これは、山口先生もいろいろ指摘されましたが、簡単に言えば、こういった問題に対して、国民がまるで知らない。“スポーツ基本法って、そんなのあったの”という世界なのです。それはなぜか。知らせてこなかつたからです。スポーツ界全体が知らせてこなかつた。それを受けたメディアが知らせてこなかつた。確かに私たちの責任は深く、罪深い。今回の法案の提出、それから廃案についてはそれぞれ書いてはいます。しかし突づ込んだ形として書いている新聞社は私の新聞社も含めてどこにも無かつた。それはなぜかというと、一つは、新聞記者、あるいはテレビのスポーツ記者を含めて、やはりこの問題について勉強不足だからなのです。なぜ勉強不足なのか、研究者の方々との勉強会、あるいはなんらかの形の交流が無い、これが大きいのではないかと私は思います。ですから、このシンポジウムのような場からそういうことを考えても良いのではないかなど私は思っています。

それからもう一つ、今のスポーツメディアの在り方は、競技スポーツの結果中心であること。ほとんどが“昨日プロ野球でどこが勝った”，あるいは“オリンピックで誰が金メダルとつた”，という報道に終始します。その仕事をしていた立場から申しますと，“読者がそこを好む”という一つの見方をいつもしております。つまり、小難しい政策論であつたり、あるいはスポーツの根源の問題であつたりといった部分は避けて，“昨日、巨人が勝った、阪神が負けた”などということが中心になつてしまつて、限られた紙面ですから、どうしてもそうなつてしまうのですが、私の反省を含めて、このことは再度考えていかなければならぬ問題ではないかと思っています。以上。

北村：時間を守つていただきありがとうございました。今、御二方のお話をいただきました。これを踏まえながら野呂先生から約10分程度、コメントを含めたお話を頂きます。よろしくお願ひします。

野呂先生コメント

野呂：御二人の先生方ありがとうございました。ある意味、結果論的な話になるかもしれません、私が最初に基調報告させていただいた部分を、ちょうど真ん中に挟んだような形で繋がっているのではないかと思っていたところございます。歴史的な推移を含めた長い政策の大きな流れというのが一方で語られ、そしてもう一方では、いくつか具体的なこと、特にスポーツ振興法というものが廃案になったということをどう評価していくのかということに言及されました。

そうした観点から、論点というほどではございませんが、感想めいたことを申し上げさせていただきます。

山口先生の我が国のスポーツ政策の動向というところで、今後の第2次スポーツ振興基本計画における論点の政策評価ということを先生は非常に強調されていたのだと思います。そしてその評価の手法と政策評価研究ということについて、きちんとした方法論とその研究知見の蓄積が必要であると先生はご意見を下さったのではないかと思います。そしてその政策立案に貢献できる研究を進めアピールすることが必要であり、関連独立学会の相互間の連携、そして議論を進めるという実践的な形で学会に研究者も関わっていくべきだと先生はおしゃっていたわけです。

この具体的な評価手法、それから方法論の知見の蓄積ということをどのようなレベルで実現していくのかという所が、一つ鍵かと思われます。当然これは数値化していく方法論の問題もありますが、私としましては、基本的な、例えば地域側に展開していく総合型地域スポーツクラブ等々の数がどのくらい増えたのか、あるいはそこに参加している方がどれくらい満足しているかなどを中心とした研究蓄積になっていくのかなと思っております。また、地域社会といった生活者側が実際にどのようにそれを受け止めているのか、という視点を持つ必要があります。要するに、している人だけでなく、周辺にいる地域社会の側がこうした政策というものをどのように認知し受け止めているのか、というところを、地域社会学やスポーツ社会学の知見と連携した形で研究できれば面白くなるのではないかと感じた次第でございます。

それから佐野さんの話を聞かせていただいて非常に面白かったのは、スポーツ基本法案の背後にある部分、特に文部科学省サイドの距離感というところでした。私などの門外漢には分からぬところもありましたので、なるほど、こうした文脈でおさえていくのかという点が、非常に勉強になりました。

現在の政治的な動向でいうと、政権交代がありそうだということをだんだん皆さんが織り込むようになって来ていますが、どちらかというと民主党サイドの方が、比較的、底上げの路線であるというお話をありました。トップダウンと底上げのボトムアップのというものが、本来は対立するものではないというふうにおっしゃっていたわけですが、これは私が先程報告させていただいた部分とある意味、関連する見解であると思われます。おそ

らく両方必要であるということはおっしゃる通りで、これを繋いでいく形で、とりわけ顕著なアスリートを育てていく、あるいは支援していくという方向に対する社会的な合意をどう取り付けていくかという方法論を考えていく必要がある。そこに一つの大きな回路として、前に出ていた広報の話があり、競技スポーツの結果報道に偏った紙面づくりになっているという指摘が、ある意味、私には一番響いたところがありました。そうではなくて、もう少し基本的なスポーツに関わる合意形成というものに繋がっていくような提起というものが必要なのではないかというご指摘は、本当にその通りであると思ったところです。ただ面白いという話ではなくて、なにか人々にうまく響いて、“ああそうだよね”ということで体を動かして、攻防していくような、そのような広報にしていければ良いなと思ったところでございます。以上です。

北村：ありがとうございました。では続いて指定討論者の田中さんから 10 分間から 15 分間くらいお話をいただきます。

田中先生発表（指定討論）

田中：おはようございます。ラフバラ大学の田中と申します。よろしくお願ひいたします。私のような未熟な者が、こういった場に立たせていただくということで、本当に大変光栄に思っております。同時に、今回、司会の北村先生に気を楽にと励まされながら、こちらに伺わせていただいたのですが、今日来る前に、ここに呼ばれた意味というものを私なりに考えてきました。私の中では、大きく 2 つあるかと考えております。

一つは、大学がイギリスの大学ということもありまして、日本のスポーツ政策というものを、イギリス政策、または、国際的な視点からどう捉えたら良いのだろうという話。もう一つは、社会的排除やスポーツにおける格差、健康の格差などに非常に興味が深く、障害者のスポーツなども踏まえた視点からお話を進めさせていただきたいと思っております。

先に少し感想を述べさせていただいた後に、こういった議論のポイントがあるのではないかというお話をさせていただきたいと考えております。まず私は、山口先生のお話を大変興味深く聞かせて頂きました。一生涯のスポーツをどのように評価していくのか、という提起は、これからの中のスポーツ政策のキーになるのではと私は考えております。私自身も今ドクター論文で、競技スポーツやスポーツ政策を見ていますが、競技スポーツは、お金の出方や政策などを含めて、評価をする研究者としては、言葉が悪いのですが、非常に見やすさがあったりします。

一生涯のスポーツ、これを私たちはどう評価していくのか。キーワードはよく出てくる住民のニーズや地域、もちろんそれらも大事ですし、事例研究はこれから積み重ねていくべきだと思うのですが、今後、民主党がこの数日後に政権を握るのではないかといわれている時代の中で、ネイションとして、国として、私たちは生涯スポーツをどう捉えていく

たらいいのかというお話を後ほどしたいと思います。

それから佐野さんの話も大変興味深くお伺いさせていただいたのですが、広報の在り方や、スポーツに対する関心を高めていくこうという話が出たと思います。これは本当に余談で、研究者として数値を出せるものではないのですが、私が今、非常勤講師をさせていただいている大学での授業で約250人の履修生がいますが、スポーツを専攻していない学生に、“スポーツや体育に興味がない人”と聞きました。約3分の2に近い人が手を挙げました。同席されていた先生も凄くショックを受けられていた御様子でした。こうした状況は続き、半分程度の学生が、“興味無い”と平気でいうわけです。もっと言えば、嫌悪感を示す学生もいるのです。その嫌悪感をどう考えていくのか、というのも、今後メディアの皆さんとも話をていきたいと思っております。

私がいうのも大変失礼なのですが、私の興味範囲が非常に野呂先生と近いなと感じながら、お話を伺っておりました。私は、社会福祉学ももう一つ専門に持っています。どちらかというと国単位で見ているところがあります。話がずれるかもしれません、社会福祉領域の貧困研究の大家と言われる岩田先生が、著書の中でこのようなことを言っています。

“最近、貧困や格差という話が出ているが、実は日本にそのような問題は無かったのか。あつたのだ。実は見て見ぬふりをして来ただけではないのか”と。これは、日本のスポーツも同じ様なことが言えるのではないかと私は思っております。今までのスポーツに対する議論は、いわゆるスポーツが好きかどうか、スポーツができる環境にあるか、またはスポーツに関することにどの程度関心があるか、などといったことを中心に巡って来たものではないでしょうか。

しかし、格差社会が意識されるようになった近年、スポーツ参加における格差、さらには、体力や健康における格差を、私たちはこれまで以上に考えていかなければならぬ時代に突入していることは明らかです。つまり、スポーツが好きとか、スポーツができる環境にあった人々で中心に進んできたスポーツの議論の視点や、従来のスポーツ振興政策の視点で、スポーツ参加率、人々の体力や健康問題を語っていては、現代のスポーツ課題に即したスポーツ振興にはなりえないといえるでしょう。本日は、こうした視点で議論を進めさせていただければと思っております。

まず、先程の山口先生のお話と結び付けながらですが、一つ、参加率の話をしたいと思っています。確かに、参加率が上がりましたという話が昨日ありましたが、イギリスも日本と同じように参加率が非常に低い時代があり、2020年までに70%にするということを言っておりました。その中で、私はイギリスが面白いなと思ったのは、ただ参加率が何%と言うだけではなくて、“では誰が参加出来ていないか”を、細かに調査しています。参加率の低い人には、アジア系や、車いす使用者などの障害者だったり、女性が多くいました。私は社会的排除という言葉を使う時に、“マイノリティ”というキーワードも使います。マイノリティは日本語で直訳すると“少数派”なのですが、私は社会的な恩恵を十分に受けない人、もしくはスポーツで言えば、スポーツ参加になんらかの恩恵が受けられない人

たち、あるいはそのような環境に居ない人たちと捉えています。この人たちをターゲットとしてきちんと捉えて、どのような問題があり、なぜ参加できないのかを見極めない限り、70%は達成しないと考えています。日本は何となくさらっと世論調査で調べる程度に留まつておらず、まだまだその辺のつめが甘いのではないかと、私は思うところがあります。

もう一つイギリスが面白いと思ったのは、Plan-Do-See が非常にはつきりしているところです。Action という点でとても面白いなと思ったのが、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、スポーツ参加率を上げるために、例えばプールに行きましょうと推奨して、16 歳までの子どもや高齢者のプール利用をタダにしたりします。それに対する学者の評価の声がきちんと政府に吸い上げられていく構造も、もちろんありますが、イギリスのこうした取り組みは面白いと思っています。

ただ、一方でよく思うのですが、“本当にイギリスが良いのだろうか”と、私が研究している障害者スポーツについて言えば、実は、イギリスに行く前は、“イギリスは天国だ”と思っておりました。さすがスポーツの国のイギリスという話を聞くと、“イギリスはすごい”と思い、夢を見ながら留学しました。ところが、行ってみると実は日本も負けていないところがいっぱいあるのではないかと修士時代に強く感じました。日本の良さはなぜ評価されないので、その素朴な疑問が、今でも博士課程の研究でも持ち続けています。課題・問題点をもちろん挙げることも大事ですが、一方で、私たちは日本の政策を、国家レベルでクリティカルに評価していく必要があるのではないかと思っております。

それから、生涯スポーツの話に転化したいのですが、先程、生涯スポーツの中で、住民や地域というキーワードがあり、それを私は非常に大事だと思います。先程ナイキパークの話が少し出たのですが、私は、ホームレスとスポーツに関する研究を行っております。来週、調査させていただいているホームレスの方がホームレス・ワールドカップに出場します。このホームレスの関係者に聞き取りをした時に、“ナイキパークが出来たが、ホームレスの人たちに対する政策に関する議論は、実は地域では無い。区によって支援策に差があるのも現状である。”とありました。

地域の経済的な成功例を見て、良い評価をする。これももちろん研究としては大事です。しかし、ホームレスという切り口から見た時に、区によってあらゆる人がスポーツに参加できる政策に偏りがでてしまうことに、つまり生活拠点を置く地域によるスポーツ格差という現状に私たちは疑問を感じていかなければならぬのではないかと強く思っています。

イギリスのホームレス・ワールドカップを提唱したメル・ヤングさんが、“ただホームレスの人に職業や寝る場所を与えるのではなくて、健康面を改善したり、セルフエスティームを高めたりするために、実はスポーツが必要だった”と、ワールドカップの開催の意味を言っています。

そういう意味も含めて、地域におけるスポーツ振興という意味を多角的に捉える必要があるのでないかと思っています。

スポーツとメディアという話に少しばかり繋がると思いますが、先程、学生の嫌悪感という

話をしました。研究者としてはきちんとデータを取ったわけではないので、見た目の数値で大変恐縮なのですが、この学生の嫌悪感というものをメディアの方とともにメディアの在り方について考えていかなければならぬのではないでしょか。

昨日の話や今日のシンポジウムの中でも出ていましたが、スポーツ振興には確かにキーパーソンが必要です。私が以前調査した時に、あるスポーツ団体の方が言っていました。一人居ればスポーツは振興される。でも続かない。たまたまイングランドのサッカー協会の話が出たのですが、“あそこはお金もある。政治力もある。それから人気もある。だから安心できるのだ”と。“でもお金が無くなったら、マイノリティはすぐカットされる”と。マイノリティの中にも、優先順位があり、移民がいて、女性が居て、高齢者が居て、障害者が居て、また障害者の中にもランク付けがあるといったような。格差が問題視されるような日本において、私たちは、どのようにスポーツを振興し、参加率を上げていくのか、その評価をどうしていくのか。単純に今の評価の仕方では限界があるのではないかと思っております。

最後にスポーツの中で、メンタルヘルスという言葉は考えていかなければならないキーワードであると私は思っています。学生の中でもスポーツと健康の話をすると、社会保障と健康のしづみや高齢化社会、障害者スポーツ、競技スポーツ、スポーツとメディアなどの切り口で、それぞれ関心を持っているのですが、メンタルヘルスの問題だけは、学生は自分の問題として反応が返って来ます。これを今後、スポーツに精神的価値があるという捉え方の中で、私たちはあらためてスポーツそのものを捉える必要があるのではないかでしょうか。それは地域活性化や、元気なまちづくりにも繋がっていくのではないかと思っています。至らないところで申し訳ありませんが、後ほど、またお話を加えさせていただきたいと思います。

討 論

北村：ありがとうございました。時間が無くなっていますので、休憩を入れずにフロアとのディスカッションに移りたいと思います。シンポジストの皆さん、恐れ入りますが、前方の席にお掛けいただきたいと思います。

私なりにいくつかのキーワードを考えているのですが、シンポジストの先生方の話を引き出すためには、フロアの先生方とのやり取りの方が良いと思います。そのきっかけとして、山口先生と佐野さんから、今の野呂先生や田中さんの話を伺ってのコメントあるいは今考えておられることを、簡単にお話いただき、その後にフロアの先生からお話やご意見等をいただきたいと思います。山口先生いかかでしょか。

山口：最初の発表の所で、用意していた資料を全部話せなかつたので、関連させながらお話し致します。田中さんの発表との関連で言えば、スポーツ基本法にしてもスポーツ振興

基本計画にしましても、障害者のスポーツのことはほとんど出てこないのではと思っております。こういった点が、まだ縦割りの所では抜け切れていないということが明らかになったと思います。これは国の基本法、振興基本計画ですか、地方に影響しますので、佐野さんの話にもありました、スポーツ庁が出来たら、関連する他の所の厚生労働省であろうと国土交通省であろうと環境省であろうと、こういったところが全部一緒にやるのはおそらく難しいと思います。例えば、国土交通省が持っている都市公園や、環境省が持っている自然公園など実際の地域に行きますと、例えば昔の児童公園、今は外国に多いのですが、こういった所はキャッチボールがダメ、スポーツはしていけないと、公園の緑地など縦割りで、全部所割が違いますので話はしにくいのですが、こういった問題が実際あります。スポーツ庁が出来たところで、他の所の省庁を横断するような一つの予算を作る時の議論をしっかりする場が今のところ無いです。そのような機会をやはり作っておいて、調整していくということをしないと、影響力が大きいのではないかというふうに、今は考えております。

北村：イギリスの例の話を、少しお話をいただきたいのですが…。

山口：イギリスの話で、資料のスライド 14 のところですが、日本がどういった国のスポーツ振興計画あるいは法を参考にするかという議論が一つあります。フランスでは憲法で規定しております、憲法の中にスポーツ団体をこうすべきだとかなり介入していますので、そのようなところまでの議論ではいけないのではないか。イングランドというのは、元々、国としてスポーツをどうこうしようということではなかったわけですが、最近になって政策が大きく変わり、More People, More Places, More Medals, このような所に、政策を転換しました。まず More People, すなわちスポーツの普及と人口の拡大というところ。あと More Places, これはもちろん施設だと。施設を作つていかないといけないというところ。あとは more medals. これはロンドンオリンピック開催のベースとなったことがあるかと思います。

それからこれは昨日の内海先生の発表の中に紹介があり、図 1 のところに書いておりますが、2002 年に作成された、2020 年までのスポーツ・イングランドの“スポーツビジョン 2020”を訳した本ですが、ここでは目標を“イングランドのスポーツ文化と身体活動文化を変革し、すべての社会集団のスポーツ実施者を増加する”ということを一番の大きな目標に挙げていて、ここでスポーツと“フィジカルアクティビティ”という言葉が出てきています。

スポーツ概念をもう少し整理する必要があるかと思いますが、このフィジカルアクティビティという概念は、“日常生活”という意味合いが入って来ますので、スポーツ実施率という考え方に入らないわけです。だから通勤途中で積極的にウォーキングを取り入れるといった考えが入ってきて、これがやはり健康としては役に立つと認識されています。来週、

TAFISA といってスポーツ・フォー・オールの国際団体のワールドコングレスがありますが、今度もその“スポーツ・フォー・オール”的なところにスポーツ&フィジカルアクティビティという考え方をもう少し入れた方がいいのではないか、という話題が出ています。そのイングランドのプランの中にも、やはりフィジカルアクティビティという概念を入れるということになり、他にも影響が出てきています。例えば私が最初に強調したスポーツ実施率の基準や、尺度などといったものは、体力・スポーツに関する世論調査がベースになっております。ただあれが出来てから、もう 45 年経っておりますし、もうそろそろ改定しなければならない時期ではないかということがあります。その内容も、週 1 回という非常に分かりづらい質問項目で“過去 1 年間にやった運動はありますか”と聞いているものであり、もっといえば以前は 1 年間に 1 回スポーツをした人が、“スポーツ人口”だったのです。そこで、“もっと定期的にスポーツをすることが必要である”とアピールしてから、ようやく週 1 回という指標が出始めたわけですが、この項目は非常に分かりにくいところがありますので、これが地方計画を作る時にも影響している。もっと分かりやすい尺度をしっかりと作っていかないと、かなり間違いが見られます。

ある時、地元の明石市でスポーツ実施者が少ないということが新聞に出ました。明石市はもともとコミュニティスポーツセンターのような施設が 70 年代に出来、学校の中に地域として使える施設があり、人を配置するなど、スポーツが非常に盛んな所ですので、“おかしいな”と思い、市役所を訪ねて“このような新聞記事が出ていましたがどの調査が元のデータですか”と聞きましたら、調査の中で、“スポーツを定期的にやっている人”というところが“週 1 回以上”になっておりまして、実際に非常に低かった。ですから、イングランドの話からはズレますが、しっかりととした指標を作ることが大事ではないかと思います。

イングランドのところでもう一つ強調したいのは政策過程ということですが、このしっかりとしたビジョンを作る時に、イングランドの 9 つのエリアでは、ステークホルダーに対して七百何十人のインタビューをしたり、地域でスポーツ関係者を集めたプレーンストーミング形式のディスカッションを実施したりしています。したがって、中央教育審議会などの審議だけではなくて、実際にスポーツ関係者・団体からのディスカッションでの意見をボトムアップ式に挙げ出して、それに基づいて作ったのが図 1 ですが、そのような政策過程がやはり必要なではないかということです。こうしないと実際の地域の人々、あるいはスポーツ関係者が実施しているという声が吸い上げられないのではないかと思っております。

ここでもう一つ、“Sporting Nation”という言葉があります。スポーツ国家という意味で使われて、世界一のスポーツ国家を、すなわち Sporting Nation を作っていくという考え方です。スポーツ・イングランドの正式名称は、イングリッシュスポーツカウンシルです。ご存じのように、イギリスのスポーツカウンシルは、UK スポーツカウンシルと、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの 4 つのスポーツカウンシルとで構

成されています。イングリッシュスポーツカウンシルのニックネームがスポーツ・イングランドなのですが、この組織がつくったために、目標設定が上の位置にあります。そしてこのような分析ですが、変革が必要とされるベースには高齢化や肥満など、いろいろな問題が出てきているのです。5つのバーを設定して、実際にActionとして、“どのようなことをやるべきか”ということを出し、それによってどのようなインパクトが出るか、単にスポーツ実施率の向上、競技力の向上だけではなく、実際に市民のスポーツへのアクセスが改善されたり、健康が増進される。そのようなしっかりしたエビデンスを用いた調査データを出していくことが、非常に説得力があるということで、スポーツ・イングランドのこういった政策は、非常に参考になるのではないかと思います。

もう一つは、今日、院生の方も多くいらっしゃると思いますが、このような情報は、かつては“グレインフォメーション”と言ってなかなか出てこず、実際に直接スポーツ・イングランドを訪ねて、いろいろ話して、資料をもらったりしないといけなかった。我々には入手が困難だったのですが、今はインターネットでほとんどアクセスできます。一度、スポーツ・イングランドのウェブサイトを開けてください。このプランも、きちんとファイルがダウンロードできるようになっていて、非常に今、アクセスしやすいので、研究材料もどんどん増えています。以上です。

北村：ありがとうございました。今のお話でもキーワードがいくつか出てきたと思います。続いて佐野さんから簡単にお話をいただきたいと思います。

佐野：先程、野呂先生と対立的云々という話になりましたが、スポーツというのは様々な要素があると思います。することだけがスポーツではない。見ることもスポーツである。支えることもスポーツである。それから交わる、いわゆる交流ですね。これもスポーツである。育てる、あるいは育つ。育っていく、ということもスポーツに関連してきます。それからもちろん学ぶ。歴史を学ぶといったこともすべてスポーツであると思います。それらを総合的に、国家としてどのようにしていくかなければならないかということを基本に置かなければいけないと思います。

そちらに日体大の森川先生がいらっしゃいますが、先生が会長のスポーツ法学会でスポーツ権ということをずっと研究されていらっしゃいます。スポーツ権というのが、これからやはり大きな概念になっていくのではないか、我々にとって必要なもの担っていくのではないかと思います。スポーツへの嫌悪感というのは、スポーツを“やらされている”から、嫌いになったというところはあると思います。運動が苦手な子がやらされて、どうしても動かなければいけない。そこからスポーツ嫌いになっていくことがあります。そうして、それが、メンタルに響いてしまうということさえあると思います。しかし、やらされるのではなくて、自分からやっていくためにはどうしたら良いのか、することだけが本当にスポーツなのか、見て楽しむことだってスポーツではないか。そこから始めて

いっても良いのではないかと私は思っています。ですから根本的に，“トップアスリートへの憧れがスポーツへのきっかけ”というのがありますが、実際に自分ではできなくとも、そのスポーツについて、あるいはその選手について調べることだけでも良いと思うのです。前にも申しましたが、それもスポーツだと思います。もう少し広く考えていたら良いのではないかという気がしています。

地域スポーツということで言えば、今はやはり総合型地域スポーツクラブ云々という話になりますが、では施設を作ればそれでいいのか。クラブを作ればそれでいいのか。そのようなことでは決してないと思います。むしろ地域でどう盛り上がっていくか、お祭りにしていけるかどうかだと思うのです。そこで一つ考えていいのは、Jリーグではないかなと思います。数値的なものについて、私は調べてはおりませんので分かりませんが、例えば直近で、弊社の新聞で記事にしたもので恐縮ですが、民間のシンクタンクが、Jリーグの6クラブについて、地域にもたらす経済効果を調べました。仙台、川崎、甲府、大阪、愛媛、大分と6つのクラブですが、経済効果で言えば、仙台で41億、川崎で33億、甲府が17億、大阪が41億、愛媛が5億、大分が25億。雇用効果として、仙台で374人、川崎が299人、甲府が320人、大阪が340人、愛媛が57人、大阪が322人。税収効果が、仙台が8,000万円、川崎が5,000万円、甲府が3,000万円、大阪が9,000万円、愛媛が800万円、大分が4,000万円となっています。経済効果というのは直接的なものではないかも知れませんが、波及効果としては、やはり大変なものであろうと思います。Jリーグがそこにクラブの拠点を置いたことによってもたらされる効果というのはかなりのものではないでしょうか。

それからこれは余談ですが、鹿島から暴走族が居なくなったという話があります。どのようなことかというと、鹿島アントラーズの応援に夢中になったので、今まで暴走していた連中がみんなそっちに行ってしまったと。ただその代わり、競技場でいろいろあるかもしれません。浦和レッズなんかもそのようなところがありますよね。浦和レッズはJリーグの中でもナンバーワンのファン層を持っていますが、やはり一部荒れていた連中が、むしろ荒れるのは競技場のスタンドの中ということで、それが活性化に繋がっているという見方をしている部分もあります。

ただ施設を作るのではなくて、そこにどう根付いていくかというと、やはり、中核となるものが必要だと思います。それがある部分、Jリーグである。それから日本ハムファイターズが札幌に進出したことによって、北海道の、プロ野球に対する“オラが国の中”という意識がものすごく高まっております。これも今現在、具体的な数値を持っていませんが、日本ハムに聞きますといつでも開示してくれますので、地域を高めた効果というものをぜひ一度調べていただければと思います。あるいは仙台の東北楽天ゴールデンイーグルスもどのくらいになっているのか、かなり面白い数値が出てくるのではないかなと思います。地域にとって必要になるのは、核となるもの。それは施設ではなく、やはり人の心を動かすものと、私は思っております。

北村：ありがとうございました。まとめの方向に行くかと思ったのですが、拡散の方向に動いてしまって、どこに行ったら良いのかと今考えている所でございますが…。 フロアの先生方からご意見ありませんか。はい。お願いします。

質問者 B 氏：貴重な情報ありがとうございました。山口先生は概念規定が難しいとおっしゃいましたが、私はこのスポーツ基本法を考える時に、概念規定は非常に大事だと思っております。スポーツ基本法の最初の草案の段階で、今のスポーツ振興法の中にある“スポーツ（野外活動その他の活動含む）”という条項が外されかけました。これはそうすると、“今学校で実施しているキャンプなどはいらない”，“あれはスポーツではない”という話になっている。これは野外関係の人達がかなり努力して、今の振興法の中に入ったのです。もともと日本体育協会という名前にあるように、教育の手段としてスポーツを扱ってきたという長い歴史があります。本当はもう日本スポーツ協会になっていないといけないという意見もあり、安西会長がこれを変えようという動きをしましたが、反発がありました。どうも日本人はスポーツを手段として使ってきた。教育手段や健康の問題として、もちろんこれからも使われる必要があるが、佐野さんがスポーツ権とおっしゃったように、本当に衣食住と同じように人間の生活の中にスポーツがあるのは当たり前で、それを手に入れたい時に、きちんと国家がサポートすべきであるという段階に今度の法律はならないといけないと思っています。そう考えると、未だに日本のスポーツ概念は狭く捉えられている。ご存じの通り、IOC の公認スポーツにチェスとブリッジが入っているわけですよ。アジア大会の正式種目にチェスの選手が JOC から派遣されて、ドーピングまでやっている。このようなことまで起きているわけですね。

今、GAISF という国際スポーツ団体総連合という世界最大のスポーツ団体の組織がありますが、そこには囲碁が入りダーツが入り、チェッカーズというのが入って、誰の反対も無く入会して、FIFA と同じように一票を持っているわけですね。

これが一つの社会常識、国際常識になっているにも関わらず、どうしても国威発揚的に、スポーツを使おうかという考え方の議員さんが多くて、荻原健二議員によると、やはり議員の方々はスポーツを分かつていないといわれています。我々、学会の関係者からもそのようなスポーツ概念についてもう一度整理をして、今回政策として扱うスポーツはどの範囲までかを、きちんと広く捉えるべきだと私は思います。

先程の野呂先生のご発表の中にも、渋谷のほんまちクラブでフラワーアレンジメントが入っているという話がありましたが、これが今や当たり前です。総合型地域スポーツクラブの中に合唱や演劇、陶芸などが入っていて当たり前、日本体育協会が出しているマニュアルは、今はスポーツという言葉を外しました。今、それが“総合型クラブ”を作るためのマニュアルとなっています。昨日、影山先生がおっしゃっていましたが、市民参加でやるのであれば、まず体育会系と文化系を分けるというのがナンセンスで、すべてスポーツです。デポルターレの原点に帰り、普段と違うことを実施する。音楽でも同じなのです。

音楽が嫌いな人は居ません、ジャンルは違いますが、スポーツも、例えば“チェスが入っているなら、私もスポーツ好きだよな”など、そのような意味でスポーツ概念を広く捉えた形で、今後の法律に入れていくべきと私は考えているのですが、ここについてどなたでもご意見を頂ければと思います。

北村：この辺りは、佐野さんがたくさん言いたいことがあると思いますが、簡単にお願いします。

佐野：私自身も“スポーツとは”ということをもう一度問いかける必要があるのではないかと思います。スポーツの定義は、やはり、なされていないのです。それからスポーツの概念の中で、今、実際に体を動かして何かやるという意味が先行してしまうことに問題があるのでないかと思います。

障害者スポーツもレクリエーションスポーツも、それから大相撲や弓道などではなく、例えば蹴鞠などを含めた伝統スポーツというものも考えていかなければならないと思いますので、やはりもう一度、“スポーツとは”ということを、基本法だからこそ考えなければならぬと思います。

北村：山口先生はいかがですか。

山口：先程の発表で、スポーツの概念は難しいという話をして誤解されたみたいですが、“まさに再検討が必要ではないか”という例で出しました。スポーツ基本法ではスポーツの概念についてはあまり議論されていないと思います。ところが身体活動、あるいは運動という意味合いや、かつては“スポーツ”という言葉の頭に、レクリエーションスポーツ、レジャースポーツ、健康スポーツ、生活スポーツ、いろいろ付いていましたが、あまりにも出すぎたところ、一般国民にとっては分かりづらくなり過ぎていると思います。ですから、現代的なスポーツの概念は何かと、実際に再構築する時期に来ているのではないかなと思います。

それから先程、日本体育協会の話がでましたが、確か岡崎事務局長がプレス発表で、日本体育協会が100周年記念を迎えるにあたり、“日本体育協会”という名称を“日本スポーツ協会”に変更を考えていると言われました。私はいつも岡崎さんに、“その後はどうですか”と聞いているのですが、実際、名称の変更について調査したらしく、加盟団体は6割近く賛成している。ところが都道府県協会は半分くらいらしいのです。ということで、この2年後に、体育協会がスポーツ協会になったらどうかということに私は注目していて、もしスポーツ協会になると、地域への影響が非常に大きいと思います。それは何かというと、スポーツ協会になるとまず、都道府県の協会の名前が変わります。県体協が県スポーツ協会に、今度は市町の名前が変わっていくわけですが、これはチャンスだと、私は思つ

ております。

地域のスポーツの問題は何かというと、実際は市町体育協会の横についているスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、体育指導委員、このようなスポーツのいろいろな団体が全部縦割りで、現在は一緒になり議論をする場が全く無いのです。

結局少子化で、子どもが減っている中で、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブが、子ども達を取り合うということが起こってくる。総合型地域スポーツクラブの問題をみると指導者が少ない。ところが市町体育協会では、資格を持っている人が居る。ところが全然話をする機会がないということなので、スポーツ協会になった時に、やはりいろいろな団体を全部入れる。そのプロセスとして、私は今、スポーツフォーラムを提唱しています。市町村におけるスポーツ関係団体が全部一回集まり議論する場を持つ。そうすることによって、指導者は足りないが、資格を持っている人が、総合型地域スポーツクラブに来てくれないかなといった話が出てくるかと思います。

それから市の体育協会が、今はほとんど法人化していないですが、もしスポーツ関連の協会が、その時にNPO法人でも、一般社団でも、一般財団でも取ることになれば、また大きなステップになっていくと思っています。具体的にいうと、静岡県は今、掛川市体育協会が、NPO法人格を取っています。実際に、総合型のマネジャーも市体育協会内に採用し、運営していることがあります。チャンスだと思うのですが、どうなるか分かりませんけれど、ただ地域では今、実際に、スポーツフォーラム的なものが本当に必要になってきていると思います。

質問者 C 氏：昨年度から続いている、スポーツ政策の評価、あるいは実際の政策が確立されていくプロセスの中で、例えば先程、山口先生から、“いかに民意を吸い上げていくか”，というような話がありました。イギリスやその地域での、様々な会議の中から吸い上げていく方法、これは非常に参考になるのではないかと思います。

ただ、今の日本の地域社会全体の現状とこれからの将来像という中で、例えば、都市部と農村部という特性を考えても、比較的、都市部はまだ社会の機能を持っていますが、農村部を見るといわゆる限界集落のようなところがあります。そうしたところで総合型地域スポーツクラブを立ち上げろといっても、必要性を感じたとしても立ちあげられない、人的なパワーがないという現状もあるわけです。ですからきめ細かいスポーツ政策ということで、集団レベルと個人レベルにおいて、どのような政策が必要かというのは、一つは対象者にもよりますし、あるいは評価の方法も全く異なってくるのではないかと思います。

私がお聞きしたいのは、今後の日本の将来像というか、社会の変革という部分に対してのスポーツ政策がどうあるべきかという点についてです。先生方がご意見をお持ちのところをお聞かせ願えればと思います。

北村：都市、農村、限界集落の問題も含めてのことですので、まず野呂先生からお答えい

ただければと思います。

野呂：いろいろと聞かせていただいて、なるほどということが随分多かったのですが、先程おっしゃった都市部、都市と言ってもいろいろな規模の都市がありますが、都市には人が入ってきて、それなりの年齢構成のバランスがまだあるという点では、確かに農村部より状態はまだ良いと思います。ただそうは言っても、例えば東京、渋谷のような場所を一つのフィールドで見ていくと、現在の高齢化率は20%少しですが、今後、10年単位で見ると、驚くほど急激に高齢化が進むことになっております。その意味では都市部も農村部もあまり変わらなくなると思います。そうしますと、先程のスポーツの定義の問題とも関わりますが、スポーツのとらえ方も修正が必要になると思います。

これまで、スポーツが身体の運動ということを一つの中核として、いわゆる競技的スポーツないし体育と言っていたものが、現実には文化的な活動なども含めて、すべてスポーツとして包括できてしまうかもしれないという話がさきほどありましたし、私も実際にそう思います。包括していくということは、従来のスポーツやスポーツと呼ばれていたかった別の分類も含めて整理する必要があると思います。

事実、現在、農村部などでは、身体運動あるいは健康づくりというような観点からのみ見たのでは、地域の力、主体性をもって総合型地域スポーツクラブを新しく立ち上げるのは、結論から言えば、無理な話だと思われます。都市部ではまだそれが可能です。そういった、住民などが中心となって合意形成を取り、動ける力のある地域と、そうでは無くなっていく地域があるとすれば、これはある意味、スポーツという言葉でいうか言わないかは別にしても、法的な関与に入っていく福祉政策の分野になっていくだろうと思われます。そのような意味ではやはり、福祉政策的な観点と、スポーツの観点をどう連接させていくかというところなどが、政策対応という点では必要になってくるのではないだろうかと考えます。

北村：福祉政策となると、当然、田中さんに少しお話をいただかなければなりませんね。

田中：お話を伺っている中で、まず一つはスポーツの定義の話と少し重なってくると思いますが、先程の授業の話では、スポーツで学生がイメージするものは、サッカー、バスケットボール、陸上など、やはりそちらのイメージというものです。これはまた後ほど佐野さんとも話をしないといけないのですが、スポーツという言葉がもたらすイメージというものを、私たちはもう少し分析する必要がありますし、概念形成をしないといけないというお話もまさにその通りだと思います。

それからもう一つ、ご質問と少しづれてしまうかもしれません、2月に筑波大学の菊先生と科学研究費の調査の関係で、イギリスに一緒に行かせていただいた時に、いわゆる準政府機関のスポーツ・スコットランドの話が少し出ました。バーミンガム大学の教授から、

“2012年のロンドンを前に、スポーツ・スコットランドはカウンシル自体の経営が危ない”という話が出ておりました。イングランドとスコットランドというように、あまりにマクロな比較で大変申し訳ないのですが、実は行政の話、それから人口、高齢者の問題を含めて、日本は都市部、それから都心でも、渋谷区・新宿区でも隣接した区でも違う。私が一つ強調したいのは、確かに特定の地域を見るのも大事ですし、地域のモデルを作っていくことも大事、農村部の人達をどう活性化するかも大事です。良い取り組みもテレビなどでたくさん紹介されています。でもそれを良いモデルとする時に、“何々市の何々が良い”という話だけでなく、本当に国として地域スポーツや地域というものを考えていかないと、スポーツにおける地域格差といった危険性があることも知っておく必要があるのではないかでしょうか。地域というものに対する危なさというのが、そこに孕んでいるのではないかと思うことがたびたびございます。イングランドとスコットランドの例は極端だったかもしれません、一生涯のスポーツを捉えていく時に、地域というもの、それからアソシエーションというものを複合的な捉え方をする時に、一個一個の行政があまり縦割りになり過ぎてもいけないし、でもある時は縦割りで考えていかなければならない。それからどのように地域と都市を考えしていくのか、地域とは何か、それを個別のモデルケースを見てくとともに、やはり全体論でも考えていく。マクロ的な視点を欠如してしまうと、“何区は良いが、何区はダメ”という地域格差を本当に起こしてしまう。そこをやはり私たちは考えていく必要があるのではないかと思っております。

北村：ありがとうございました。山口先生、付け加えることはありますか。

山口：資料を少しだけ補足しておきます。スライド17ですが、図4、国費、スポーツ振興基金、スポーツ振興くじの役割分担。これは2008年に中央教育審議会が、totoが売れ過ぎて、どう配分しようかという時に議論された資料を短くまとめたものです。

とくにスポーツ振興くじとスポーツ振興基金の役割がはっきりしなかったので、もう少しはっきりした方が良いのではないかということで、最終的に出てきた資料ですが、一番下の旧年予算は、概算要求の段階から変わっています。体力づくり、これは関連省庁全部で1,403億、文部科学省は補正予算が出てきて、397億まで2009年に増えて、スポーツ振興基金は6億に増えて、スポーツ振興くじの126億というふうに増えてきています。地域のいろいろな格差など地域の問題で、これからどのような所に重点を置くべきか、ということですが、昨日のシンポジウムでもスポーツ振興基本計画が出来ていない自治体で、都道府県は3つ、市町村では半分くらいという坂本課長さんの返事がありました。それに対してなぜかという質問が出たのですが、やはり坂本課長さんも言っていましたが、地域のスポーツ担当者、自治体の担当者などの経験や知識が不足している。なかなか作れない状況だということがあると思います。これから進めていくべきは、やはり専門職を増やす。プロフェッショナリゼーションをもっと進めていく。スポーツ団体の法人化を進めていく。

こういったことが一点、もう一つは、スポーツ専門職というものを増やしていくような方向に持っていくと、例えば行政だと、ほとんど3年か4年で変わっていきますので、そういったところで、スポーツ主事制度みたいのを作り、そこで昇進していくようなシステムがやはり必要ではないのかと思います。

あともう一つは、スポーツ専門職でいうと，“スポーツ指導者”という用語しか使われていないですよね。スポーツ指導者というとほとんどがコーチ、インストラクターです。ところが今のスポーツの広がりから考えると、もう、コーチ、インストラクターだけではなくて、トレーナー、スポーツ栄養士、カウンセラー、スポーツ政策担当者、いろいろなスポーツのプロフェッショナルが増えていますね。スポーツ白書のところで、人的資源という言葉を使ったのですが、いろいろなところの専門化を進めていくことは、これからもスポーツ振興には欠かせないということが出てくるということで、とくにプロのコーチだけではありません。例えば総合型地域スポーツクラブも、専門職としてのマネジャーですが、これはあまり知られていませんが、totoの支援の中で、マネジャーは月20万、サブマネジャーも人件費が16万円くらい出ています。これを貰うためにはNPO法人などの法人格を持っているところが申請できますので、このような団体も専門家、いわゆる専門職を増やしていくといった形を進めていくのが、非常に重要だということではないかなと思います。以上です。

北村：そろそろ時間ですので、佐野さんにお話をいただいて、最後にさせていただきたいと思います。

佐野：今の山口先生のお話に関連して、全く唐突ですが、私の住んでいる同じマンションに体育指導委員のおじいさんが住んでいらっしゃいます。おじいさんでも構わないのですが、“今までスポーツをやったことがあります？”と聞いたら、無いのです。ただ、自治会を何年かやってきたと。そのような方が体育指導委員になっている。これで良いのかなと思いました。つまり体育指導委員になるというのは、しょせんそのようなものでしかないのです。だからここに、国の政策の全くおかしなところがありまして、しかも文部科学省のスポーツ振興法、基本法案では、またその体育指導委員に大きなスペースを割いている。このようなことがあってはいけないと思います。やはり指導員なるものが、プロフェッショナルであるべきという山口先生の意見に私、全く賛成です。

地域にはそれぞれ昔のオリンピアンや、あるいは国体選手など、過去にいろいろ経験された方がたくさんいらっしゃいます。大学のクラブのキャプテンだった方もいるかもしれないし、柔道や剣道の段位をもっていらっしゃる方もいるかもしれない。そのような方をどうして上手く使わないのだろう。いわゆる人的な繋がりというのが、どこかでブツツリ切れてしまっているのです。そのようなネットワークを作っていくなければならないのではないかということを非常に強く思います。都市部と農村部ということを考えても、

その地域にはやはり、それぞれ経験を持っている方がいらっしゃるだらうと思います。そのような方の活用をどうするのか、60歳を超えていても結構ではないですか、70代でも良いです。ある程度、きちんと金額を払って、その代わりその人はきちんと理論を持っている。決して自治会の役員だからというのではなくて、大学でスポーツをしていた、国体に出たなど、そのような知識を持った方を活用していくということが一つあるべきだらうなと思います。

そのために必要だと思うことがもう一つあるのですが、地域ネットワークのために、それぞれの拠点の大学が必要ではないのかと思います。大学の先生が今ここにたくさんいらっしゃるからおもねって言っているわけではないですよ。北海道から沖縄まで、全国に、やはり教員養成学部を含めて、スポーツに関連している方はたくさんいらっしゃると思います。その方たちをどう活用していくか。その地域の大学の拠点校を決めて、そこにネットワークの中核を置いて、何かやれるのではないかと。都市型と農村型をくっつけるような政策も、そのような所から出てくるかも知れないなという気がしています。

それともう一つ、もしスポーツ庁が出来たら、これは全く馬鹿げた話かもしれません、私は総務省に入るべきだと思います。何故か。その一番大きな理由はラジオ体操です。ラジオ体操は旧通信省、旧郵政省の管轄ですよ。ラジオ体操こそが実は、一番のネットワークだと思います。これは国民運動が戦前からずっと来た中で、ラジオ体操が非常に面白いと思うのは、やはり私たちは子供の頃、夏休みに出席のハンコを貰いに行きました。私の子どもも行っていました。たぶん今の小さい子も、夏休み、やはりラジオ体操に行っていました。ラジオ体操の交流というものは絶対、広くあったはずです。それが農村でも、施設は何もなくとも、ラジオ体操なら出来るわけです。農村部であろうが都市部であろうが、あるいはオフィスの中でもラジオ体操は出来ます。朝早くやらなくとも、午後の3時にやれば良い。ラジオ体操って名前が変ならば、ストレッチ体操でも良い。そういうものを考えていかなくてはいけない。そのために、ある組織を利用するなら、スポーツ庁は総務省に置いた方が面白いのではないかというのが、私の発想です。

北村：ありがとうございました。まだまだ質問・ご意見等があると思いますが、時間でございますので、それぞれの先生方に個別にお話を伺っていただければと思います。

最後に、私なりの印象でございますが、野呂先生のお話の中でもありましたように、結局、国家レベルの政策というのも地域レベルで具体化されて、はじめて意味を持つのだろうということです。その意味では、地域のキーマンを育成するということは、私たちにとって大切なことだらうと思います。

そこで、広報も含めて頭に浮かびましたのが、ラザースフェルドという社会学者です。この人が“コミュニケーションの二段の流れ”という理論を出しています。これは選挙の時に、選挙のおおもとの情報がオピニオンリーダーに流れ、そのオピニオンリーダーを通して地域の中に広がっていくというものです。そのような意味では、先程、山口先生も言

わかれていきましたが、指導者というと、コーチやインストラクターということになってしまいますが、やはり地域のオピニオンリーダーとして、スポーツリーダーが育っていくことが必要ですし、そのような人たちを、私たちが育していくことこそ必要なのではないかと思いました。

また、スポーツについての理解が進んでいないという問題もあります。これは、今回は出ておりませんが、教育政策に関係してくると思います。スポーツ基本法についての情報に関するても、例えばスポーツ教育についての NIE というか、新聞を用いた教育の題材にスポーツ基本法の情報をどんどん使ってもらうなどの働きかけも我々からしていく必要があるのではないかと思いました。そのような議論も含めて、大学がネットワークの中核になれ、という佐野さんのお言葉を、もっともっと広い意味で捉えれば、大変面白い提案になるのではないかと思いますし、我々も実践的なことを考えていく上での基準として必要なことではないかと思っております。

まとめにならない話だったかとは思いますが、これにてシンポジウムを終わりにさせていただきたいと思います。先生方に改めて拍手をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

配 布 資 料

「スポーツ立国」と地域社会におけるスポーツの“間”

野呂 芳明
(立教大学社会学部 社会学科教授)

本日はお招きにあずかり、ありがとうございます。こうして皆さまの前で報告できるこ
とをたいへん光栄に存じます。

0 簡単な自己紹介

大きな政策というよりは、地域社会レベルでの政策（地域政策）が専門であり、かつ関
心もある。

ただし、「スポーツ」を直接の考察対象としたことはこれまでない。もともと、社会的不
平等や格差の実証研究からスタートし、社会保障・福祉の分野、とくに高齢者の福祉ニー
ズとそれを支える国や地方自治体の地域政策、福祉政策の分野を専攻してきた。また近年
は、地域の活性化について、実践的な関与もしつつ考察を進めている。フィールドは、人
びとの流動性が激しく、地域コミュニティの形成や維持が難しくなっている都市部である。
具体的には東京都渋谷区で複数のプロジェクトに関与しながら、そろそろまとめた考察を
書きたいと考えているところ。

1 体育・スポーツと地域社会の関わり

1-1 ここでのスポーツの定義と範囲

かなり包括的な言及を試みる。

競技スポーツ

運動・健康づくり： 参加するスポーツ

体育： 教育の側面

“見るスポーツ”： レクリエーション、コミュニケーション・メディア、etc.

1-2 「スポーツ」（上記のような広義の）と地域社会や地域政策との関わり方

- 以下のような複数の場面において立ち現れる。

[施設の次元]

- 〈競技スポーツ〉 競技場、体育館などの施設整備をめぐって
- 〈体育教育〉 学校、体育館、グラウンド及び付帯施設・設備の整備
- 〈健康促進、生涯学習〉 高齢者福祉センター等
- 〈公園・土木〉 公園整備

第60回日本体育学会体育社会学専門分科会シンポジウム
「動き始めた新スポーツ基本法—体育社会学的視点から—」（2009年8月27日 広島大学）

[実施・活動の次元]

- ・ 〈競技スポーツ〉 各種競技会の実施、選手の育成
- ・ 〈体育教育〉 学校教育、課外教育、運動会等
- ・ 〈健康促進、生涯学習〉 地域運動会、各種スポーツイベント（ウォーキング etc.）、健康体操、等
- ・ 〈公園・土木〉 公園の空間を利用した各種スポーツ団体・サークル等の活動

2 スポーツと“まちづくり”

2-1 現在の日本社会の課題

- 1) 少子高齢化／長期の経済低迷
停滞・衰退する地域社会
中央政府による資源再配分の削減（小泉内閣時代の「骨太の方針」「三位一体改革」にもとづく国庫補助負担金改革や地方交付税削減、および公共投資削減）による地方財政困難
- 2) “自立”を求める新自由主義的な言説と風潮（「自己責任」、「自助努力」等）
↓↑
自立／自治への希求、ニュー・パブリック・マネジメント（NPM）
両者は、（おそらく）“必然的”（あるいは“戦略的”）に見合っている。
- 3) 個人主義的価値観、閉鎖志向←→共同性再構築の願望と模索

2-2 「まちづくり」への流れ

1) まちづくりについて

地域のハードウェア上、ソフトウェア上の課題を認識し、その課題に主体的に取り組むこと。また、その取り組みを通じて、地域の個性やアイデンティティを確認し共有するプロセス。

2) まちづくりの現下の課題

地域経済再生、活性化という経済・生活次元の必要性

—— さまざまな取り組み、実践事例、支援プログラム

↓

しかし、企業誘致や大規模商業施設の誘致等の地域外資本導入や新規住民・来訪者（購買客、観光客等）増のような“目に見える成果”を挙げられる地域は数少ない。

↓

とりわけ地方において、少子高齢化と人口漸減が進むなかのまちづくりとして最も大事な一歩は、①人びとが自らの暮らす地域に対する愛着やアイデンティティを獲得・表現することにあるといえるだろう。そしてこの第一課題は、②地区内外の人びと同士、および地域内の人びとと来訪者の間の交流を通して活性化される。

↓

スポーツは、それにいかに関与しうるか？

3 スポーツ側から一般の地域社会に向けたアプローチ

【A】 スポーツ振興基本計画（2000年9月文部大臣告示）[文部科学省]

スポーツ振興法（1961年制定）を根拠。平成13年度（2001年）～22年度（2010年）の10年計画。計画策定から5年が経過した平成18年9月に、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の意見を踏まえ改定。

1. スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策
2. 地域におけるスポーツ環境の整備充実方策
 - ・生涯スポーツ社会の実現のため、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50パーセントとなることを目指す。そのために、総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進する。2010年までに、全国の各市区町村において少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブを育成。（将来的には中学校区程度の地域に定着）
 - ・2010年までに、各都道府県において少なくともひとつは広域スポーツセンターを育成。（将来的には広域市町村単位に設置）
3. 我が国の国際競技力の総合的な向上方策
 - ・オリンピックにおけるメダル獲得率が、夏季・冬季合わせて3.5パーセントとなることを目指す。

【B】 21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」（2008年4月改訂）[厚労省]

- ・運動期間 2000～2012年
- ・「一次予防」（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防すること）に重点を置いた対策を強力に推進して、壮年期死亡の減少及び健康で自立して暮らすことができる期間（以下「健康寿命」という。）の延伸等を図っていくことを目指す。
 - (1) 一次予防の重視
 - (2) 健康づくり支援のための環境整備
 - (3) 目標の設定と評価
 - (4) 多様な関係者による連携のとれた効果的な運動の推進
- ↓
- ・都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「地方計画」という。）の策定
2006年7月現在
すべての政令市、東京23区で策定済み
その他市町村は1778自治体中の920自治体が策定済み

【C】 新健康フロンティア戦略賢人会議（2006年11月～2007年4月）

- ・「政府一体となって健康国家の創造に向けて挑戦するために行うべき施策をまとめた」→ 新健康フロンティア戦略アクションプラン（2007年12月）
- ・平成20（2008）年度の関連予算額は2,754億円。（文部科学省848億円、厚生労働省1,852億円他）

【D】 スポーツ振興法改訂から「スポーツ基本法」（案）へ

- ① 自民政政調査会、スポーツ立国調査会の中間報告書（2008年6月）
 - ・ 五輪でのメダル量産に向け、文部科学、厚生労働両省に分かれているスポーツ行政を一元的に担う「スポーツ省（庁）」の新設など
 - ・ スポーツ関係予算を現在の約200億円から文化予算と同水準の1000億円規模に拡充する
- ② 新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム（超党派の国会議員による）
 - ・ 麻生太郎プロジェクトチーム会長（当時）、遠藤利明事務局長
 - ・ スポーツ基本法案（骨子案／概要）
 - ※ 遠藤利明・前衆議院議員（元・文部科学副大臣；自民党）のHPに本年8月5日付で掲載されている。
 - ・ “スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を推進する”のが趣旨。
- ③ 教育再生懇談会
 - 「これまでの審議のまとめ—第四次報告—」（2009年5月28日）にて、「スポーツ立国」がほぼ同趣旨で掲載されている。
 - ・ 2008年2月26日閣議決定により設置（2006年10月より設置された「教育再生会議」を代替するもの）
 - ・ 概要
 - 1 「教育安心社会」の実現—「人生前半の社会保障」の充実を—
 - 2 教育のグローバル化と創造性に富んだ科学技術人材の育成
 - 3 「スポーツ立国」ニッポン
 - 1) 総合的なスポーツ振興施策の展開
 - 2) 国民スポーツの振興
 - ④ 一連の提言から感じられるニュアンス
 - ・ トップアスリート養成への注力、アスリート引退後のセカンド・キャリア形成の支援
 - ・ オリンピックなど国際大会招致を国が積極的に支援
 - ・ 企業スポーツ支援、学校のスポーツ環境整備
 - ・ 地域のスポーツ施設整備、総合型地域スポーツクラブの支援
 - ・ 学童の自然体験活動の充実

↓

一連の提言にはとりわけ競技スポーツの振興、選手・人材育成、引退後の生活支援など、トップアスリート側にかなり重きを置いた観点からの活発かつ継続的なアクションを感じられ、その方向性に向けての道筋もそれなりにつけつつあるように感じられる。

だが、それらが“一般の人びと”的意識や目線から距離感があることは否めない感がある。「スポーツ立国」というフレーズについても、スポーツで「立国」（国を立てる）というのは、具体的にどういうことだろうか？ 「産業立国」「電子立国」というような、国民生活の経済的基盤の開発を目指す目標設定であればわかるのだが。

「立国」が国民的な拡がりと取り組みへの動員を意味するのであれば、その中で、トップアスリート個人支援にかなり傾斜した感のある支援枠組みは果たして正当化されるだろ

うか？

また、この種の支援については、例えば芸術・文化のアーティストとの間の公平性という観点も問われるであろう。

4 「スポーツ立国」と一般の地域社会の間

4-1 地域とスポーツの関わり

※ 「スポーツ」を広義に解釈するならば、関与する範囲はたいへんに広い

a) 学校教育の場面におけるスポーツ

心身の教育、人づくり

b) 参加するスポーツとして

c) 「応援」という形での参加

d) 見るスポーツとして

e) 「スポーツ」とは自称しないものの、実際には（とりわけ健康づくりという観点で）かなり意味があると思われるもの（そして「まちづくり」にも関わるもの）

舞踊： 盆踊り等

祭礼： 山車・御輿の巡行

↓

「スポーツ」と地域の接点は数多い。その大半は「運動・健康づくり」に関わる分野といえる。地域の一般市民の健康維持や底上げという裾野への配慮。

↓

中央政府レベルの「スポーツ立国」論（自民党政務調査会スポーツ立国調査会、新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム等）において、トップアスリート養成・支援が強調されることとの間の“距離感”は否めないのでないのではないか。こうしたなか、スポーツへの公的支援と公費投入はどこまで合意を調達できるか？

4-2 スポーツをすること／場をもつこと の地域効果

○ 「総合型地域スポーツクラブ」について

・ 普及の現状

スポーツ振興基本計画では、平成 22（2010）年度までに「全国の各市区町村において少なくとも 1 つ」の整備を目標とした。クラブ数は年々増えているものの、2008 年 7 月現在での設置市区町村割合は 57.8%となっており、目標達成は難しいと思われる。

・ 総合型地域スポーツクラブに関する有識者会議「今後の総合型地域スポーツクラブ振興の在り方について～7つの提言～」（平成 21 年 8 月 12 日）による言及

「総合型地域スポーツクラブは、国民のスポーツ実施率の向上や地域社会の活性化等に寄与するとともに、地域のスポーツ環境を地域住民が主体的に創り出すという意識変革をもたらす等、地域スポーツの在り方に一石を投じたという大きな意義を有している」と、高く評価している。

第60回日本体育学会体育社会学専門分科会シンポジウム
 「動き始めた新スポーツ基本法—体育社会学的視点から—」（2009年8月27日 広島大学）

- 反面、クラブの活動場所確保の難しさ、交流拠点となるクラブハウス整備の必要性、人材確保、会員確保、財源確保および認知度向上等が課題であることも率直に指摘している。



(図の出典：文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/club/main3_a7.htm)

※ 参考：クラブ設立による地域の変化

地域住民間の交流が活性化した	55.2%
世代を超えた交流が生まれた	58.9%
地域の連帯感が強まった	22.2%
地域が活性化した	18.8%
地域住民のスポーツ参加機会が増えた	57.8%

出典：『平成 20 年度 総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果（概要）』

平成 21 年 1 月 文部科学省

5 ケーススタディ：東京都渋谷区の場合

5-1 区の特徴的な取り組み実績

- 学校施設開放

昭和60年代から開始し、区の単独事業として実施してきた。

施設使用希望団体の間の抽選などの調整役割、プール当番等の施設管理を地域の人たちで構成される「施設開放委員会」に委託し、地域主導の形を整えてきた。

② 地区体育会

多くの地域では、町会・自治会内部の運動・体育担当部会の役割であるところを、渋谷区の場合、「地区体育会」は町会から独立した団体として編成されており、運営経費の半分以上が区からの助成により賄われている。

③ 「元気アップサロンしぶや」

「介護予防」という問題意識にもとづく取り組み。現在展開しているプログラムは、「樂々ボール体操」「元気アップストレッチ」「ソフト体操」「やさしいヨーガ」「太極拳」「ひざ痛解消アクア」等。活動場所は区内各所の社会教育館や敬老館、温水プール施設等。福祉・保健部局所轄の事業であっても不思議でないが、教育委員会の事業であり福祉・保健部局の所轄になる介護予防関連の経費は投入していない。しかし、福祉・保健側からは所轄の取り組みである「高齢者スポーツ教室（スポーツカレッジ）」とともに、「元気アップサロンしぶや」へのHP上のリンクを張って言及するなど、ヨコの連携もある程度形成されている。

なお、運営は区が全額出資している「株渋谷サービス公社」に直営業務委託をしている（行政コスト削減としてよく行われる指定管理者業務委託ではない）。

↓

地域のこれまでの取り組みとの連続性

渋谷区の場合、こうした地域の体育・健康づくり活動の蓄積が財産となり、それをうまく生かした形で地域主体の取り組みである「総合型地域スポーツクラブ」に円滑に接続・転換できた事例がある。

5-2 区内の総合型地域スポーツクラブ

平成20年7月1日現在の「都道府県別にみる総合型地域スポーツクラブ育成の状況」において渋谷区内には5つの総合型地域スポーツクラブがあるとされているが、現在、そのうちの1つが活動を休止。残る4つが活動中。各クラブの登録会員は、60人程度～160人程度である。

なかでも新宿区に接する区内北端エリア（最寄り鉄道駅は京王帝都電鉄・初台駅。東京オペラシティが立地）の本町地区の小学校2校や中学校1校を主な活動拠点とする「ほんまちクラブ」（会員数約90人）は、きわめて活発な活動を展開している。「クラブの運営会議ではすごい議論が行われる。それを通して一体感が醸成されている」（区教委へのヒアリングにて）。

クラブが提供するプログラムも、運動だけでなく英会話教室、初心者向けパソコン、フラワーアレンジメントなど多岐にわたり、クラブの冠も「総合型地域スポーツ・文化クラブ」と称している。このような展開もクラブの主体的な運営によるもので、区行政側がアドバイス等をしたわけではないという。

一方、総合型地域スポーツクラブを運営する上での大きな課題は「活動場所の確保」であり、既存の体育会やサークルの諸活動と競合することも少なからずあり、地域の理解が

ないと活動が萎縮してしまう。(活動休止したクラブの場合、この問題が大きかったと思われる。)

5-3 渋谷区スポーツセンター



「区民の誰もが、いつでも、気軽に」利用できる、敷地約 24,000 m²の総合体育施設。大小体育館やプール、グラウンド、フットサル場、テニスコート、相撲場、会議室・軽食レストランなどの施設を有する。区内在住・在勤の個人および登録団体が利用可。各種スポーツ教室も随時開催されている。運営は上述の㈱渋谷サービス公社。

5-4 地域コミュニティとの関連

「地域での継続的な取り組みを通じて、スポーツに対する区民の意識も変わってきているのではないか。以前、スポーツというと“特殊な人たち”がする競技であったが、今は皆が気になり、参加するものと認識されている。また、スポーツは自分が個人的にするだけでなく、支援する人がいてはじめて成り立つ。自分たちでお金も払うし、自ら企画し、運営もする方向へ人びとの意識が向かっている。かつては区の職員が企画も運営も担当していたが、そこからの変革が進んでいる。結果的に、人びとのきずな、地域コミュニティづくりにまでつながっていく」(区教委に対するヒアリングにて)。

↓

「一方で、昔からの教室は減らしてきている。住民が仲間をつくり自発的にやればよいという発想に変わってきた」(同)。

5-5 考察

【コミュニティ活性化】

- ・ 区内の行政・地域社会双方の継続的な取り組みの蓄積が、「総合型地域スポーツクラブ」を中心とする近年のプログラムを実質化する点で、大いに役立っている。行政側の教育部局(教育委員会事務局)、福祉・保健部局のような所轄の分離もそれにより乗り越えられる。新旧の取り組みのこうした連接のあり方は、他地域でも参考になると思われる。
- ・ 他方で、スポーツを通じ新たに活性化した地域内の新たなコミュニケーションやネットワークは、既存の町内会や婦人部等との連携のとり結び方が課題である。“新参”であるため、旧来の団体やネットワークの理解と受容の獲得が欠かせない。そのためには町会長など地域リーダー層との“顔の見える”信頼関係形成が最も有効であるが、信頼関係はスポーツの場面を超えて日々の地域活動に参加していく(“汗をかく”)ことを通してのみ形成される。個人の趣味や自己実現としてのスポーツ活動というレベルを超え、地域コミュニティの運営に責任を負う一員という意識をどの程度もちうるかどうかが鍵となろう。

【トップアスリート育成等の政策との関連】

- かつてのようなスポーツの裾野を全国的にピラミッド型に広げるなかでアスリートを見出し育てて頂点に引き上げるやり方ではなく、早期の才能発掘・引き抜きおよび一般と区別しての育成に路線転換されるなかでは、一般のスポーツ・健康づくりとの関連は“切れて”きている。しかし、それではトップアスリート育成策に対する一般の人びとの理解は得られまい。
- ちなみに渋谷区の場合、区内に国立競技場など有数の施設があり、国内の各種スポーツ競技団体の中核部分が数多く立地している。それにも関わらず、これらは縁遠い存在というのが、区の担当者の感じるところのようである。

【間をとりもつもの】

- トップアスリートとの交流

例：「夢先生」の取り組み（日本サッカー協会）

2007年度から「JFA こころのプロジェクト」として実施。全国の小学校等で 2007 年度に 247 回、2008 年度は 696 回開催され、合わせて約 3 万人の児童がトップアスリートを講師とする講演やゲームを体験している。渋谷区も昨 2008 年に講師（千葉真子氏）の派遣を受けている。

これ以外にも、地元に本拠を置く東京ヤクルトの選手、区立小学校 PTA 役員と知己の元バレー選手や元体操選手等の著名人が小学校で特別授業をした例もある。

渋谷区教委としては、総合型地域スポーツクラブという取り組みが、トップアスリートのレベルと地域の一般市民のレベルをつなぐ交流のチャンネルとなることを期待しているようである。しかし、現時点におけるクラブはなかなかそこまでの水準に至っていないとも感じている。

- 活性化しているクラブ、スポーツの盛んな地域では、東京オリンピック招致活動にも好意的という明らかな相関関係がみられる、とのこと。

6 提言—「スポーツ立国」と地域社会の調和に向けて

参考

教育再生懇談会 2009 「これまでの審議のまとめ—第四次報告—」（2009年5月28日）

文部科学省 2000 「スポーツ振興基本計画（2000年9月文部大臣告示）」

文部科学省 2009 『平成20年度 総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果（概要）』（平成21年1月）

文部科学省 「総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル」

（http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/club/main3_a7.htm）

森康司 2003 「総合型地域スポーツクラブの現状と課題」『人間科学共生社会学』3

pp.53-67

- 内閣官房 2007 「新健康フロンティア戦略アクションプラン」（2007年12月28日）
自民党政務調査会スポーツ立国調査会 2008 「スポーツ立国」ニッポンを目指して
(2008年6月10日)
総合型地域スポーツクラブに関する有識者会議 2009 「今後の総合型地域スポーツクラブ振興の在り方について～7つの提言～」（平成21年8月12日）
「スポーツ基本法案（骨子案／概要）」 2009 遠藤利明衆院議員ホームページ
(<http://www.e-toshiaki.jp/news/090805.html>)
横浜市教育委員会スポーツ課「総合型地域スポーツクラブの育成・支援策」（平成17年10月）

※ 渋谷区教育委員会事務局へのヒアリングについては、務局次長・大澤一雅氏、生涯学習推進係長・山中昌彦氏、社会教育主事・花田和子氏、に対応していただいた。長時間のインタビューに快く応じてくださったことに深く感謝いたします。

<成熟期：制度化政策> 2000年代

- 初のマスターplan「スポーツ振興基本計画」2000年
- 「健康日本21」2000年
- 「スポーツくじ助成」2002年（02年57億, 06年1.1億, 09年65億）
- 「中教審答申：子どもの体力向上方策」文科省 2002年
- 「日本スポーツ振興センター」2003年 (toto, JISS)
- 「子どもの体力向上推進事業」2003年
- 「健康づくりのための運動基準2006」「エクサイズガイド2006」
- 「ナショナルトレーニングセンター：NTC」オープン 2008年
- 「中教審：スポーツ振興投票特別委員会」2009年
- 「『スポーツ立国』ニッポン」教育再生懇談会
- 「スポーツ基本法」(案)の審議 2009年
- 「中教審：第2次スポーツ振興基本計画」(仮称：文部省) 2010年

Yamaguchi(c)2009

9

第2次スポーツ振興基本計画の論点

- 「スポーツ振興基本計画」の政策評価
- 3本柱の政策目標「数値・到達目標」は達成されたか
- 「スポーツ価値の視点」：文化的価値、健康的価値、経済的価値、社会的価値 * 再評価が必要
- 「総合型地域スポーツクラブの現状と評価」
- 「総合型クラブと部活動の関連性」* 政策矛盾：位置づけ
- 「マスターplanのモデル国」
- 「生涯スポーツ社会：週1回実施者だけ？ 総合型だけ？」
- 「基本計画」立案の政策過程
- 「Professionalism, 人的資源、スポーツ外交力」

Yamaguchi(c)2009

10

スポーツ振興法と 新スポーツ基本法の論点

- 「スポーツ法」の位置づけ：
守能(1999)：1)憲法で規定する国、2)基本法、3)法を持たない
訓示的特徴、奨励法、スポーツビジネスの排除、スポーツ振興審議会
- 「省庁にまたがるスポーツ関連施策」：文科省、厚労省、
国交省、環境省、経産省、社保庁、農水省など
- 「スポーツの概念」：スポーツ、運動、身体活動、障害者スポーツ、プ
ロスポーツ、レクリエーション…
- 「スポーツ庁の位置づけ」：
- 「政党によるマニフェストの特徴、相違点」
スポーツ基本法、スポーツ庁、スポーツ・文化芸術の振興、トップ
レベル競技者、地域スポーツ振興、地方分権、スポーツ医学振興

Yamaguchi(c)2009

11

スポーツ政策研究の課題

- <5つのフェーズによる成果(インパクト)の確認>
国民(individual) (Hyton & Totten, 2001に国民をプラス)
地域(local)
地方(regional)
国(national)
国際社会(global)
- <3つのセクターの役割：スポーツ関連>
公共団体(public sector)：国連、文科省等、都道府県、市区町村
非営利団体(voluntary sector)：IF/IOC、日体協・JOC、市町体協、NPO
民間団体(private sector)：国際団体、Jリーグ等、県団体、商業施設

Yamaguchi(c)2009

12

スポーツ政策科学研究の蓄積と スポーツ基本法/スポーツ振興計画の議論

■ 4つの評価手法と政策評価研究

(龍・佐々木, 2000; Panther & Weshues, 1989)

- ①セオリー評価: 理論
- ②プロセス評価: 政策過程
- ③インパクト評価: 改善効果
- ④コスト・パフォーマンス評価: 効率性

■ 政策過程における連携・議論の活性化

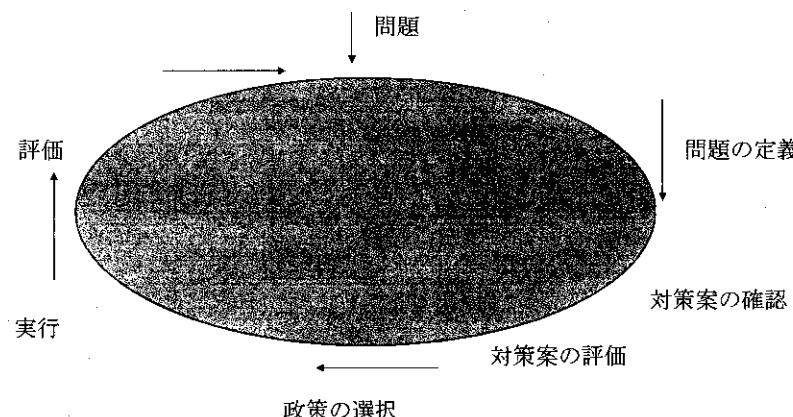
⇒ スポーツ文化の発展と継承へ

日本体育学会(関連する専門分科会)、日本スポーツ社会学会、
日本スポーツ法学会、日本体育・スポーツ政策学会、関連学会
生涯スポーツコンベンション、コーチサミット、自治体スポーツ振興審議会等

Yamaguchi(c)2009

13

図2 政策ライフサイクル(PDCAサイクルの応用)
(Hylton et al., 2001)



Yamaguchi(c)2009

15

図1 スポーツ・イングランドのスポーツヴィジョン2020(2004年: 山口訳)

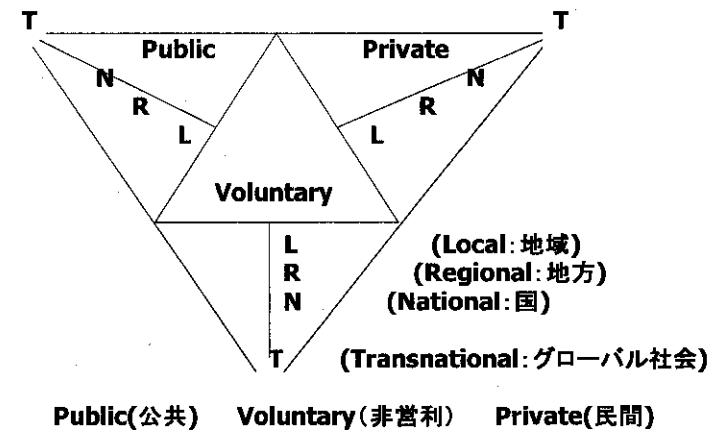
目標: ①イングランドのスポーツ文化と身体活動文化を変革し、すべての社会集団の
スポーツ実施者を増加する。
②スポーツ・身体活動による社会・経済的便益と健康増進便益を改善し、競技
力の向上に対する基盤整備を進める。

意図 (intention)	分析 (analysis)	実行 (action)	効果 (impact)
目標	変革のための 7つの鍵	変革のための 5つの場	変革による 7つの成果
高齢化 ストレス 肥満の増加 スポーツ財源 学校地域リンク 参加機会の 格差	自宅 コミュニティ 職場 高等・継続教育 初等・中等学校 ボランティアと 専門化	法令整備と評価 地方公共団体の サービス改善 組織と連携 改革と実行 戦略計画と エビデンス	スポーツ実施率 の増加 競技力の向上 アクセスの改善 健康増進 安全な地域と連帯 教育成果の改善 経済効果

Yamaguchi(c)2009

14

図3 スポーツ団体の分類とレベル
(Hylton & Totten, 2001)



Public(公共) Voluntary(非営利) Private(民間)

Yamaguchi(c)2009

16

**図4 国費、スポーツ振興基金、スポーツ振興くじの役割分担
(中教審スポーツ・青少年分科会スポーツ振興特別委員会
資料、2008年:用語は筆者が省略)**

国費	スポーツ振興基金助成金	スポーツ振興くじ助成金
法 競技スポーツ、生涯スポーツ及び ①体育館、水泳プール(ス振法12) の②スポーツの水準の向上措置(ス振法14) 規③地方公共団体、スポーツ団体、学校 定(ス振法20)	主に競技力向上に資する施策 ①スポーツ団体の活動援助 ②優秀選手・指導者の活動、資金援助 ③エリート選手の活動資金支援 (センター法15①二~三)	主に地域における生涯スポーツ振興 ①地域におけるスポーツ振興の施設整備 ②国際的・全国的拠点の施設整備 ③上記のスポーツ教室、行事、事業支援 ④指導者の養成、スポーツ調査研究 ⑤国際的な競技会開催(ス法①②)
施設 整備 ①スポーツ施設の整備 ②中核的施設の整備		①施設の機能向上施設(クラブハウス、芝生化) ②施設整備は当面実施せず(H13、助成方針:大臣)
子ども 体力向上	①モデル事業の実施	①地方公共団体、スポーツ団体における事業
生涯 スポーツ ①クラブ未設置市区町村の解消 ②全国総合大会の開催 ③モデル事業	①クラブ既設置市区町村への活動支援 ②地方・ブロック大会/地域スポーツ活動助成 ③地域におけるスポーツ指導者の養成	

*上記以外に国際競技力の向上は、国費、スポーツ振興基金助成金、スポーツくじ助成金のすべてが役割分担
**学校体育の振興は、国費(学校体育施設の整備、中学校・高等学校の大会の開催)による事業

2009年予算 体力つくり1403億、文科省292億: スポーツ振興基金助成 1億5074万: スポーツ振興くじ助成 65億円 17

主要参考文献

- Allison, L. ed.(1993), *The Changing Politics of Sport*. Manchester Univ. Press.
- Benett, B.L. et al.,(1983), *Comparative Physical Education and Sport*. Philadelphia: Lea & Febiger.
- Da Costa, L. & Miragaya, A. (2002), *Worldwide Experiences and Trends in Sport for All*. Oxford: Meyer & Meyer Sport.
- De Knop, P. et al., (1996), *Worldwide Trends in Youth Sports*. Champaign: Human Kinetics.
- 池田勝(1998)、スポーツ政策研究の国際動向. 体育学研究43(5/6):225-233.
- 池田勝・守能信次(1999)、スポーツの政治学. 講座・スポーツの社会学 4. 杏林書院.
- 金武創(2002)、NPOとスポーツ政策—納税者によるシステム選択の可能性—財政学研究 31:73-87.
- 間野義之、横田匡俊(2006)、“スポーツ振興基本計画のロジックモデル” pp182-183、スポーツ白書 東京：S S I 佐川スポーツ財團.
- 日本スポーツ法学会第17回大会「アジア各国におけるスポーツ法の比較研究」 2009年9月、早稲田大学.
- 尾崎正峰(2004)、オーストラリアのスポーツ政策の現状と課題 一橋論叢132(2):91-109.
- 林裕也、齋藤健司(2007)、スポーツ政策の政策評価に関する一考察 体育・スポーツ政策研究 16(1):1-11.
- Hylton, Kevin et al.(2001), *Sports Development Policy, Process and Practice*. N.Y.: Routledge.
- Panther, S.M. & Weshues(1989), *A Developmental Stage Approach to Program Planning and Evaluation*. Evaluation Review 13(1):56-77.
- 龍慶昭、佐々木亮(2000)、「政策評価」の理論と技法、多賀出版.
- 田中暢子(2007)、イングランドの知的障害アスリートに対するスポーツ政策の影響: メインストリームを実践するサッカー協会と卓球協会の事例研究から 社会福祉学 47(4):71-83.
- 内海和雄(2006)、イギリスのスポーツ・フォー・オール-福祉国家のスポーツ政策—一橋大学博士論文.
- 山口泰雄(1986)、スポーツの国際比較、スポーツ社会学の最近の研究動向Ⅲ、体育の科学37(4):318-324.
- 山口泰雄(1996)、スポーツ都市づくりと地域振興に関する研究、文部省科学研究費研究成果報告書.
- Yamaguchi, Yasuo ed.(2001) TAFISA World 2001: The Global Almanac on Sport for All , Sasakawa Sports Foundation.
- 山口泰雄(2005)、アジアにおけるスポーツ振興: 政策と社会文化的特性 第14回日本スポーツ社会学会抄録集,p60-61.

Yamaguchi(c)2009

18

■ スポーツ基本法案—廃案から始まる

産経新聞社 佐野慎輔

7月14日、自民・公明両党が議員立法として「スポーツ基本法案」を衆議院に提出した。しかし、7月21日、国会解散で廃案となった。

◎法案廃案は大きなチャンス

- ・スポーツ界は政局を見守りながら、11-12月に再提出を予定している。その場合、7月提出の法案は修正することになる。与党となるであろう民主党の政策とのズレを正す必要があるからだ。
- ・スポーツ界にとっても、必ずしも望み通りではなかった内容の修正ができる。文部科学省主導で、現スポーツ振興法の影を引きずった状態の法案を、より国民に近いものに修正できるいい機会である。

◎自民党と民主党のスポーツ政策における温度差

自民党=「4. 教育・文化」のなかで、「国家戦略としてのスポーツ・文化芸術の振興」をうたい、「スポーツ基本法」の制定、スポーツ庁創設、トップレベル競技者の育成強化、地域スポーツの振興とともに、2016年東京オリンピック、パラリンピックの招致を掲げている。

民主党=文部科学政策のなかで、スポーツ基本法の制定、地域密着型の拠点づくり推進、校庭の芝生化、地域スポーツリーダーの育成、スポーツ医学振興、世界レベルでのスポーツ推進 の項目を掲げている。

- ・自民も民主も「スポーツ基本法」の制定では一致。違いは、自民がスポーツ庁創設とトップレベルの選手強化に主眼を置いているのに対し、民主は地域スポーツ振興、校庭の芝生化などスポーツの基盤整備を重視している。
- ・「トップダウン型」の自民に対し「ボトムアップ型」の民主だが、これを対立するものとみてはならない。両者ともに、スポーツのあり方、スポーツ振興のうえでも、なくてはならない概念だ。

◎トップ選手強化支援と国民皆スポーツとに矛盾はない

- ・長嶋茂雄や王貞治、三浦知良や中田英寿にあこがれて、野球やサッカーを始めた人は少なくない。みんながプロフェショナルになれなくとも、それがきっかけで生涯、スポーツに親しむようになった例は数知れない。また、タイガー・ウッズが使っているゴルフクラブを使いたい、ウサイン・ボルトの愛用シューズと同じメーカーのシューズをはきたいなどと考える人もいる。トップ選手と大衆とはそんな関係にあるといつていい。

・ フランチャイズ制を確立し地域スポーツの核となった日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）。Jリーグの各クラブが拠点地域にもたらした経済効果、地元への愛着度、自治体のイメージアップなどを調査した日本経済研究所は「地域の重要な無形文化財」とまで評価している。

◎うまくできていたアドバイザリーボードの答申

・ スポーツ基本法制定に向け、河野一郎氏を座長とする「新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム・アドバイザリーボード」が立ち上がったのが昨年4月。以来、今年2月まで9回の会合を重ね、4月25日、答申という形で中間まとめが発表された。

1. 「スポーツ振興法」の位置づけ に始まり、2. スポーツに関する新法制定 3. 「スポーツ基本法（仮）」の内容構成 4. 「スポーツ基本法（仮）」の制定に伴う今後の検討課題 5. スポーツに関連するコーディネーション機関の設置 6. 「スポーツ基本法（仮）」制定に向けた手続き と、まとめられ、「スポーツを国家戦略として位置づけ」「スポーツが有する価値」に言及し、「従来の枠組みを超えた横断的で、総合的施策を可能にする体制作りの必要性」を訴えている。

うまくできた答申で、これを基に法制化できていれば、自民と民主の主張も内包する形で、スポーツ界にとっては画期的な新法になっていたと思われる。

・しかし、法案化にあたり、文部科学省が関与したところで答申とはおおよそかけ離れた内容の基本法案となってしまった。

◎スポーツ振興法をひきずる文部科学省

・ 文部科学省は前記「答申」を快く思っていないだろう。とりわけ「スポーツ庁」の設置は根幹を揺るがしかねず、それゆえ、基本法案にもりこまず、附則第二条にのみ、「スポーツ庁の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」との文言にとどめている。

・ 廃案となった「法案」の作成に際し、「前文」および「第一章 総則」は、新法を意識したものとなっているが、「第二章 スポーツ基本計画等」以降は明らかにスポーツ振興法の転用である。

・ スポーツ振興法はあくまでも教育行政の立場から作られており、文部省がスポーツの施策をやりやすくする狙いがあった。いわば、文部科学省にとっては都合のいい法律であり、だから、守りにでているとの見方も成り立つ。

◎廃案となったスポーツ基本法に欠けている視点

- ・スポーツにはさまざまな要素がある。「する」「みる」「支える」「交わる」「競う」「育てる」「学ぶ」…それらを増進するために国家としてしなければならない責務がある。それら新しい人権である「スポーツ権」への考察がない。この考察については、スポーツ法学会の見解が大いに参考となる。
- ・スポーツの持つ特性であるスポーツマンシップへの言及および、スポーツマンの社会貢献への視点が欠落している。これは教育にも直結する問題だ。
- ・「環境」とスポーツの問題、「I T」を含めた「情報」へ対応、国内スポーツ総生産（G S D P）などの概念導入による「スポーツ産業」への視点、「ボランティア」「医科学推進」「国際交流」への対応も足りない。
- ・国体への言及があれほど必要か。反面、プロスポーツを含むトップスポーツへの言及がなされていない。障害者スポーツ、レクリエーションスポーツ、伝統スポーツに対する言及はこの程度でよいのか。
- ・体育指導員にはわざわざ項目を割いているが、実情を考えればこれほどの扱いは必要ない。むしろ地域スポーツにおける指導者育成について言及し、トレーナーや運動指導士など健康管理面等での新たな資格制度の構築が必要。
- ・「法案」第三条で国の責務をうたっているが、はなはだ具体性を欠いている。国体への補助はうたっているものの、オリンピック、パラリンピック、ワールドカップなど国際競技大会参加および招致、開催等への補助に対する言及はなく、これらも含め国の責務について検討する必要がある、

◎縦割りスポーツ行政に横串をさす

- ・スポーツ関連の予算を持つ省庁は、文部科学省のほか国土交通省、環境省、厚生労働省、総務省など。それぞれがそれぞれの思惑で予算を執行しており、必ずしも有効活用されているとはいえない。バラバラなスポーツ行政に横串をさし、基本法にうたう政策を実現していくための所管官庁をどうするのか。

◎メディアを含めた意識の盛り上がりが必要

- ・スポーツ基本法案の提出、廃案について、新聞各紙は触れていたものの扱いはよくなかった。テレビ、新聞を問わず、この問題への関心は高くない。
- ・理由のひとつはメディアの勉強不足。スポーツ基本法の持つ意味を認識している報道関係者が果たして何人いるか。日ごろ、競技スポーツの結果報道に頼って紙面づくりしている弊害があるといつていい。
- ・もうひとつは、スポーツ界のPR不足。2016年東京オリンピック招致にもいえるが、総じてメディア対応、メディアへの情報開示が不足している。
- ・スポーツ基本法案の修正を加え、再提出するにあたり、あらたにメディア対応も考慮していくべきであろう。

